

様式第 1

原子力事業者防災業務計画作成~~（修正）~~届出書

平成 2 5 年 1 2 月 1 3 日	
原子力規制委員会 殿	
届出者	
住所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 6 2 2 番地 1	
氏名 三菱原子燃料株式会社	
代表取締役社長 須 藤 俊	
(担当者 XXXXXXXXXX 所属 安全管理課 電話 XXXXXXXXXX)	
別添のとおり、原子力事業者防災業務計画作成 （修正） したので、原子力災害対策特別措置法第 7 条第 3 項の規定に基づき届け出致します。	
原子力事業所の名称及び場所	三菱原子燃料株式会社 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 6 2 2 番地 1
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	加工の事業許可 昭和 4 7 年 1 月 1 1 日
原子力事業者防災業務計画作成 （修正） 年月日	平成 2 5 年 1 2 月 1 3 日
協議した都道府県知事及び市町村長	茨城県知事 橋 本 昌 那珂市長 海 野 徹 東海村長 山 田 修
予定される要旨の公表の方法	1. インターネットホームページ http://www.mnf.co.jp 2. 当社警備所に常備し、希望者に閲覧させる。

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力事業者防災業務計画

平成 2 5 年 1 2 月

三菱原子燃料株式会社

目 次

第1章 総則	1
第1節 原子力事業者防災業務計画の目的	1
第2節 定義	1
1. 原子力災害	1
2. 原子力緊急事態	1
3. 原子力災害予防対策	1
4. 原子力緊急事態宣言	1
5. 原子力緊急事態解除宣言	2
6. 応急措置	2
7. 緊急事態応急対策	2
8. 原子力災害事後対策	2
9. 原子力事業者	2
10. 原子力事業所	2
11. 指定行政機関	3
12. 指定地方行政機関	3
13. 核燃料物質等	3
14. 加工施設の運転等	3
15. 災害警戒時態勢	3
16. 緊急時態勢	4
17. 原子力災害対策活動	4
18. 原子力防災組織	4
19. 原子力防災要員	4
20. 対策要員	4
21. 原子力防災管理者	4
22. 副原子力防災管理者	4
第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想	5
1. 原子力災害予防対策の実施	5
2. 応急措置等の実施	5
3. 緊急事態応急対策等の実施	5
4. 原子力災害事後対策の実施	5
第4節 原子力事業者防災業務計画の運用	5
第5節 地域防災計画（原子力災害対策計画編）の運用	6
第6節 原子力事業者防災業務計画の修正	6

第2章 原子力災害予防対策の実施	7
第1節 防災体制.....	7
1. 態勢の区分.....	7
2. 原子力防災組織.....	7
3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務.....	8
第2節 原子力防災組織の運営.....	9
1. 通報連絡体制及び情報連絡体制.....	9
2. 態勢の発令及び解除.....	9
3. 権限の行使.....	10
第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備.....	11
1. 敷地境界付近の放射線測定設備の設置及び検査等.....	11
2. 原子力防災資機材の整備.....	12
3. 原子力防災資機材以外の資機材の整備.....	12
第4節 応急措置及び原子力災害対策活動で使用する資料の整備.....	12
1. オフサイトセンターに備え付ける資料.....	12
2. 事業所に備え付ける資料.....	13
3. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料.....	13
第5節 応急措置及び原子力災害対策活動で使用・利用する施設及び設備等の整備	13
1. 対策本部室.....	13
2. 避難場所.....	13
3. 気象観測設備.....	13
4. 放送装置.....	14
5. 緊急被ばく医療施設等.....	14
第6節 防災教育の実施.....	14
第7節 防災訓練の実施.....	14
1. 事業所における訓練.....	14
2. 国又は地方公共団体が主催する訓練.....	15
3. 防災訓練の計画，実施，評価及び改善について.....	15
第8節 関係機関との連携.....	15
1. 国との連携.....	15
2. 地方公共団体等との連携.....	16
3. 地元防災関係機関等との連携.....	16
第9節 周辺住民に対する平常時の広報活動.....	16
第10節 事業所外運搬に係る事象の発生に対する予防対策.....	17

第3章 応急措置・緊急事態応急対策等の実施.....	18
第1節 通報及び連絡.....	18
1. 通報の実施.....	18
2. 態勢発令時の対応.....	19
3. 情報の収集と提供.....	19
4. 災害警戒時態勢時の原子力防災要員等の派遣等.....	20
5. 社外関係機関との連絡方法.....	20
6. 周辺住民の避難等の要請.....	20
7. 電話回線の確保.....	20
第2節 応急措置の実施.....	20
1. 警備及び避難誘導.....	20
2. 放射能影響範囲の推定.....	21
3. 緊急被ばく医療.....	21
4. 消防活動.....	23
5. 汚染拡大の防止.....	23
6. 被ばく線量の評価.....	24
7. 広報活動.....	24
8. 応急復旧.....	24
9. 原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置.....	24
10. 資機材の調達及び輸送.....	25
11. 事業所外運搬に係る事象の発生における措置.....	25
12. 応急措置の実施報告.....	25
13. 原子力防災要員の派遣等.....	26
14. 他の原子力事業者への協力要請.....	26
第3節 緊急事態応急対策.....	26
1. 緊急時態勢の発令.....	26
2. 原子力災害合同対策協議会等との連絡報告.....	27
3. 応急措置の継続実施.....	27
4. 緊急時の原子力防災要員等の派遣等.....	27
5. 事業所外運搬事故における対策.....	27
第4章 原子力災害事後対策	28
第1節 事業所の対策.....	28
1. 復旧対策.....	28
2. 原子力災害事後対策の原子力防災要員等の派遣等.....	28

3. 被災者の相談窓口の設置.....	28
4. 緊急時態勢の解除.....	29
5. 原因究明と再発防止対策の実施.....	29
第2節 原子力防災要員の派遣等.....	29
1. 原子力防災要員の派遣等.....	29
2. 原子力災害現地対策本部との連絡報告.....	29
3. 他の原子力事業者への協力要請.....	29
第5章 協力活動	30
第1節 他の原子力事業者への協力.....	30
第2節 原子力事業者間の連携措置.....	30
第3節 原子力緊急時支援・研修センターへの協力.....	31
第4節 オフサイトセンターへの協力.....	31
第5節 避難計画等作成への協力.....	31
第6節 緊急被ばく医療への協力.....	31
付 則	32

第 1 章 総則

第 1 節 原子力事業者防災業務計画の目的

この原子力事業者防災業務計画（以下「この計画」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、三菱原子燃料株式会社（以下「事業所」という。）における原子力災害予防対策、応急措置、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務を定め、原子力災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

第 2 節 定義

この計画において次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

1. 原子力災害

原子力緊急事態により、公衆の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

2. 原子力緊急事態

加工施設の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所の敷地外（但し、原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあつては当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。

3. 原子力災害予防対策

原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策（原子力災害が発生した際に必要となる防災体制及び資機材の整備等の対策を含む。）をいう。

4. 原子力緊急事態宣言

原子力災害対策特別措置法第 15 条第 2 項に基づき、国において内閣総理大臣が行う宣言をいう。

5. 原子力緊急事態解除宣言

原子力災害対策特別措置法第15条第4項に基づき、国において内閣総理大臣が行う宣言をいう。

6. 応急措置

原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報以降、原子力災害の発生及び拡大の防止のための原子力事業者が実施すべき措置をいう。

7. 緊急事態応急対策

原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。

8. 原子力災害事後対策

原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）の規定に基づき同法第2条第2項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。

9. 原子力事業者

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第13条第1項の規定に基づく加工の事業の許可を受けた者、その他の原子力災害対策特別措置法第2条第3号に規定する者をいう。

10. 原子力事業所

加工施設の運転等を行う工場又は事業所をいう。

11. 指定行政機関

国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に規定する国の行政機関及び同法第 8 条から第 8 条の 3 までに規定する機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。（内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛省、金融庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、原子力規制委員会、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省）

12. 指定地方行政機関

指定行政機関の地方支分部局（国家行政組織法第 9 条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。（沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、水戸原子力事務所、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、地方防衛局）

13. 核燃料物質等

核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）をいう。

14. 加工施設の運転等

原子力損害の賠償に関する法律施行令（昭和 37 年政令第 44 号）第 1 条に基づく核燃料物質の加工及び核燃料物質の使用並びにこれらに付随して行う核燃料物質等の運搬又は貯蔵等をいう。

15. 災害警戒時態勢

原子力災害が発生するおそれがある場合であって事業所の平常組織をもってしては、事故原因の除去、原子力災害の防止等のための活動を迅速かつ円滑に行うことが困難な事態に対するための態勢をいう。

16. 緊急時態勢

原子力災害が発生した場合であって事業所の平常組織をもってしては、事故原因の除去、原子力災害の拡大防止等のための活動を迅速かつ円滑に行うことが困難な事態に対するための態勢をいう。

17. 原子力災害対策活動

緊急時態勢発令時に原子力災害の発生又は拡大を防止し、若しくは原子力災害の復旧を図るために実施する活動をいう。

18. 原子力防災組織

原子力災害対策特別措置法第8条第1項の規定に基づき事業所に設置され、応急措置及び原子力災害対策活動を行う組織をいう。

19. 原子力防災要員

原子力災害対策特別措置法第8条第3項の規定に基づき原子力防災組織に置かれ、応急措置及び原子力災害対策活動を行う要員（但し、同第8条第4項の規定に基づき原子力規制委員会等に届け出ている要員に限る。）をいう。

20. 対策要員

原子力防災要員、原子力防災要員の補佐を行う要員及び原子力防災組織を構成する要員をいう。

21. 原子力防災管理者

原子力災害対策特別措置法第9条第2項の規定に基づき選任され、事業所においてその事業の実施を統括管理する者をいう。

22. 副原子力防災管理者

原子力災害対策特別措置法第9条第3項の規定に基づき選任され、原子力防災組織の統括について原子力防災管理者を補佐し、原子力災害対策特別措置法第9条第4項の規定に基づき原子力防災管理者不在時の代行をする者をいう。

別表第9に副原子力防災管理者の職位ならびに代行順位について定める。

第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想

原子力災害の発生を未然に防止するためには、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づき、その設計、建設及び運転の各段階並びに事業所外運搬において、各種の安全確保に万全を期することが第一である。特に運転の段階においては、運転管理及び臨界管理等に関する定められた事項を遵守することが原子力災害を予防する上で重要であるが、これらについては、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく保安規定に記載されているため、この計画の範疇から除外している。

従って、この計画では、原子力災害対策の遂行に資するため、次に掲げる各段階における諸施策について定めるものとする。

1. 原子力災害予防対策の実施

周到かつ十分な予防対策を行うため、事前の体制整備、原子力防災資機材の整備、防災教育及び防災訓練の実施等。

2. 応急措置等の実施

迅速かつ円滑な応急措置を行うため、特定の事象発生時の通報、災害警戒時態勢の確立、情報の収集と伝達、応急措置の実施及び関係機関への原子力防災要員派遣等。

3. 緊急事態応急対策等の実施

迅速かつ円滑な応急対策を行うため、特定の事象発生時の通報、緊急時態勢の確立、情報の収集と伝達、緊急事態応急対策の実施及び関係機関への原子力防災要員派遣等。

4. 原子力災害事後対策の実施

適切かつ速やかな災害復旧対策を行うため、復旧計画の策定、原子力災害事後対策の実施、原子力災害地域復旧のための関係機関への原子力防災要員派遣等。

第4節 原子力事業者防災業務計画の運用

原子力防災管理者、副原子力防災管理者、原子力防災要員並びに事業所の対策要員は、平常時から、原子力災害対策活動等について理解しておくと共に災害警戒時及び緊急時には、この計画に従い、円滑かつ適切な応急措置及び原子力災害対策活動を遂行するものとする。

第5節 地域防災計画（原子力災害対策計画編）の運用

原子力防災管理者、副原子力防災管理者、原子力防災要員並びに事業所の対策要員は、平常時から、茨城県、那珂市及び東海村の地域防災計画（原子力災害対策計画編）について理解しておくと共に災害警戒時及び緊急時には、地域防災計画（原子力災害対策計画編）に従い、円滑かつ適切な応急措置及び原子力災害対策活動を遂行するものとする。

第6節 原子力事業者防災業務計画の修正

原子力防災管理者は、毎年この計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。また、その検討結果について、修正の有無にかかわらず、原子力防災専門官及び茨城県、那珂市、東海村の原子力防災担当課長へ報告するものとする。

- 1) 原子力防災管理者は、この計画を修正しようとするときは、茨城県地域防災計画、那珂市地域防災計画及び東海村地域防災計画に抵触するものでないことを確認し、原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。
- 2) 原子力防災管理者は、この計画を修正しようとするときは、あらかじめ茨城県知事、那珂市長及び東海村長と協議する。この協議は、この計画を修正しようとする日を明らかにし、その日の60日前までに、社長より茨城県知事、那珂市長及び東海村長にこの計画の案を提出して行う。
- 3) 社長は、この計画を修正したときは、速やかにこれを内閣総理大臣及び原子力規制委員会に様式第1に定める届出書にて届け出ると共に、その要旨を公表する。
- 4) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出た原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書の写し及び計画書の要旨を、茨城県、那珂市及び東海村の原子力防災担当課長に報告する。
- 5) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県、那珂市及び東海村の原子力防災担当課長から、この計画の作成又は修正に関する事項について報告を求められたときに報告できるよう、作成及び修正の履歴を保存しておく。

第 2 章 原子力災害予防対策の実施

第 1 節 防災体制

1. 態勢の区分

原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、次表に定める原子力災害の情勢に応じて態勢を区分する。

表 態勢の区分

原子力災害の情勢	態勢の区分
別表第 1 の事象が発生し、原子力防災管理者が原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報を行ったときから、緊急時態勢が発令されるまでの間、又は事象が収束し災害警戒時態勢を取る必要がなくなったときまでの間	災害警戒時態勢
別表第 2 の事象が発生し、その旨を関係箇所に報告するとき又は内閣総理大臣が原子力災害対策特別措置法第 15 条第 2 項に基づく原子力緊急事態宣言を行ったときから、内閣総理大臣が原子力災害対策特別措置法第 15 条第 4 項に基づく原子力緊急事態解除宣言を行ったときまでの間	緊急時態勢

注) 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 4 項の原子力緊急事態解除宣言が行われた後においても、原子力防災管理者の判断により防災体制を継続することができる。

2. 原子力防災組織

社長は、事業所に原子力防災組織を設置し、緊急時態勢が発令された場合、緊急事態応急対策拠点（以下「オフサイトセンター」という。）等の関係機関と連携し、全社で緊急事態応急対策に取り組むものとする。

（1）事業所原子力防災組織

- a. 原子力防災組織は、別図第 1 に定める業務分掌に基づき、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な活動を行う。
- b. 原子力防災管理者は、原子力防災組織に別表第 3 に定める業務を行える原子力防災要員を置く。
- c. 社長は、原子力防災要員を置いた日又は変更した日から 7 日以内に、原子力規制委員会、茨城県知事、那珂市長及び東海村長に、様式第 2 に定める届出書にて届け出る。

- d. 原子力防災管理者は、原子力防災要員のうち、派遣要員をあらかじめ定めておく。派遣要員は、次に掲げる職務を実施する。
 - ① 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策への協力
 - ② 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する原子力災害事後対策への協力
 - ③ 他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策への協力
- e. 原子力防災管理者は、原子力規制委員会、茨城県知事、那珂市長及び東海村長から、原子力防災組織及び原子力防災要員の状況について報告を求められたときはこれを行う。
- f. 原子力防災管理者は、原子力防災組織に原子力防災要員の補佐要員を置く。

3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務

(1) 原子力防災管理者の職務

原子力防災管理者は、事業所における保安を総括する役員とし、原子力防災組織を統括管理すると共に、次に掲げる職務を行う。

- a. 別表第1又は別表第2の事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに別図第2に示す箇所へ通報し、災害警戒時態勢又は緊急時態勢を発令する。
- b. 災害警戒時態勢又は緊急時態勢を発令した場合、直に対策要員を召集し、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行わせると共に、その概要を別図第3に示す箇所へ報告する。
- c. 原子力災害対策特別措置法第11条第1項に定められた放射線測定設備を設置し、及び維持し、同条第2項に定められた放射線障害防護用器具、非常用通信機器その他の資材又は機材を備え付け、随時、保守点検する。
- d. 内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、那珂市長及び東海村長から、原子力防災管理者及び副原子力防災管理者の状況について報告を求められたときはこれを行う。
- e. 対策要員に対し定期的に原子力緊急事態に対処するための防災訓練及び防災教育を実施する。
- f. 旅行又は疾病その他の事故のため長期に亘り不在となり、その職務を遂行で

きない場合、副原子力防災管理者の中から代行者を指定する。

- g. 他の原子力事業所において原子力災害が発生した場合、その評価及び事象の原因究明結果を踏まえ、必要に応じ再発防止対策を講じることにより、原子力災害の未然防止に努める。

(2) 副原子力防災管理者の職務

副原子力防災管理者は、次に掲げる職務を行う。

- a. 原子力防災組織の統括について原子力防災管理者を補佐する。
- b. 原子力防災管理者が不在の時には、その職務を代行する。

(3) 原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選解任

社長は、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者を選任又は解任した日から7日以内に、原子力規制委員会、茨城県知事、那珂市長及び東海村長に、様式第3に定める届出書にて届け出る。

第2節 原子力防災組織の運営

1. 通報連絡体制及び情報連絡体制

(1) 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報連絡体制

原子力防災管理者は、別表第1又は別表第2に該当する事象の発生について通報を受けたとき、又は自ら発見したときに際し、別図第2に定める通報連絡体制を整備しておくものとする。

(2) 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の情報連絡体制

a. 事故対策本部と社外関係機関との連絡体制

原子力防災管理者は、原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報を行った後の社外関係機関への報告及び連絡については別図第3に定める連絡体制を整備しておくものとする。

b. 社内の情報連絡体制

社内の情報連絡体制は、別図第4に定めるとおりとする。

2. 態勢の発令及び解除

(1) 態勢の発令

原子力防災管理者は、別表第1又は別表第2の事象が発生した場合、その情勢に応じて別図第5に定める連絡経路により災害警戒時態勢又は緊急時態勢を発令

する。発令した場合は、直ちに社長に報告する。

(2) 対策要員の非常召集

原子力防災管理者は、事業所における態勢発令時（態勢発令が予想される場合を含む。）に所内放送及び非常順次通報装置等を使用し、別図第5に定める連絡経路により、対策要員を事業所の対策本部室等に非常召集する。

なお、原子力防災管理者は、あらかじめ対策要員の連絡先を記載した名簿を作成・整備しておく。

(3) 事故対策本部の設置

- a. 原子力防災管理者は、災害警戒時態勢又は緊急時態勢が発令された場合、速やかに、事業所の対策本部室に事故対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。
- b. 対策本部は、別図第1に示す原子力防災組織で構成する。
- c. 原子力防災管理者は、対策本部長としてその職務を遂行する。

(4) 態勢の区分の変更

対策本部長は、態勢の区分を変更するときは、社長にその旨を報告する。

(5) 態勢の解除

対策本部長は、次に掲げる状態となった場合、関係機関と協議し、災害警戒時態勢又は緊急時態勢を解除する。態勢を解除した場合、社長に報告し、対策本部を解散する。

- a. 原子力災害対策特別措置法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言が発令され、その後原子力災害対策特別措置法第15条第4項に基づく内閣総理大臣による原子力緊急事態解除宣言が行われた場合。
- b. 原子力災害対策特別措置法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言の発令に至らず、原子力災害の原因の除去及び被害範囲の拡大防止の措置を行い、事象が収束している場合。

3. 権限の行使

災害警戒時態勢又は緊急時態勢が発令された場合、事業所の応急措置又は原子力災害対策活動に関する一切の業務は、対策本部のもとで行う。

原子力防災管理者は、災害警戒時態勢又は緊急時態勢が発令された場合、対策本部長として、職制上の権限を行使して活発に応急措置又は原子力災害対策活動を行う。但し、

権限外の事項であっても、緊急に実施する必要があるものについては、臨機の措置をとることとする。

なお、権限外の事項については、行使後は速やかに所定の手続きをとるものとする。

第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備

1. 敷地境界付近の放射線測定設備の設置及び検査等

原子力防災管理者は、原子力災害対策特別措置法第11条第1項に基づく放射線測定設備（以下「モニタリングポスト」という。）を別図第6に定めるとおり整備し、次に掲げる検査等を実施する。

- （1）モニタリングポストは、データの表示及び警報履歴等により正常に機能していることを毎日1回以上確認する。また、毎月1回程度、主たる構成要素の外観において放射線量の適正な検出を妨げるおそれのある損傷がない事を確認する。
- （2）モニタリングポストを設置している地形の変化その他の周辺環境の変化により、放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれのある状態とならないようにする。
- （3）モニタリングポストは、毎年1回以上定期的に較正を行う。
- （4）社長は、モニタリングポストを新たに設置又は変更した日から7日以内に、内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、那珂市長及び東海村長に、様式第4に定める届出書により届け出る。
- （5）社長は、モニタリングポストを新たに設置又は変更したときは、原子力災害対策特別措置法第11条第5項の検査を受けるため、（4）の現況届と併せて、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出する。
 - a. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - b. 放射線測定設備を設置した原子力事業所の名称及び所在地
 - c. 検査を受けようとする放射線測定設備の数及びその概要
- （6）モニタリングポストにより測定した放射線量を茨城県、那珂市及び東海村に報告する。
- （7）モニタリングポストにより測定した放射線量を記録計により記録し、1年間保存する。また、モニタリングポストにより測定した放射線量をインターネットホームページ及び事業所正門で公表する。
- （8）内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、那珂市長及び東海村長から、モニタリングポストの状況、若しくはモニタリングポストにより検出された放射線

量の数値の記録又は公表に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

(9) 茨城県が整備する環境放射線テレメータシステムへ、モニタリングポストで測定した環境放射線データ及び放出源情報等を提供するための設備等を整備、維持する。

(10) モニタリングポストが故障等により監視不能となった場合、代替手段（可搬式の放射線測定器による測定等）を講じ、速やかに修理する。

2. 原子力防災資機材の整備

原子力防災管理者は、原子力災害対策特別措置法第11条第2項に規定される原子力防災資機材に関して次に掲げる措置を講じる。

(1) 別表第4に定める原子力防災資機材を確保すると共に、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。

(2) 原子力防災資機材に故障等の不具合が認められた場合、代替品を補充するか、あるいは速やかに修理することにより必要数量を確保する。

(3) 社長は、原子力防災資機材を備え付けた日から7日以内に、内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、那珂市長及び東海村長に、様式第5に定める届出書にて届け出る。

また、毎年9月30日現在における備え付けの現況を翌月7日までに同様式の届出書により届け出る。

(4) 内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、那珂市長及び東海村長から、原子力防災資機材の状況について報告を求められたときはこれを行う。

3. 原子力防災資機材以外の資機材の整備

原子力防災管理者は、別途定める文書に従い、原子力防災資機材以外の資機材を確保し、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。

第4節 応急措置及び原子力災害対策活動で使用する資料の整備

1. オフサイトセンターに備え付ける資料

原子力防災管理者は、原子力災害が発生した場合に必要な資料のうち、別表第5に定める資料を内閣総理大臣に提出し、オフサイトセンターに備え付ける。

また、原子力防災管理者は、これらの資料について定期的に見直しを行う。

2. 事業所に備え付ける資料

原子力防災管理者は、別表第5に定める資料を、事業所に備え付ける。

また、これらの資料について定期的に見直しを行う。

3. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料

原子力防災管理者は、別表第5に定める資料のうち、内閣総理大臣に提出した資料と同じものを、原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）に備え付ける。

また、これらの資料について定期的に見直しを行う。

第5節 応急措置及び原子力災害対策活動で使用・利用する施設及び設備等の整備

1. 対策本部室

原子力防災管理者は、対策本部室を常に使用可能な状態に整備する。

2. 避難場所

原子力防災管理者は、別図第7に定める避難場所に立て看板等により、その場所が避難場所であることを掲示する。

また、原子力防災管理者は、避難場所を指定又は変更したときは、関係者に周知する。

3. 気象観測設備

原子力防災管理者は、別途定める文書に従い、気象観測設備を常に使用可能な状態に整備する。風向・風速計については、別図第6に定めるとおり整備し、次に掲げる検査等を実施する。

- (1) 風向・風速計は、データの表示等により正常に機能していることを毎日1回以上確認する。また、毎月1回程度、主たる構成要素の外観において適正な検出を妨げるおそれのある損傷がない事を確認する。
- (2) 風向・風速計により測定した結果を記録計により記録し、1年間保存する。
- (3) 風向・風速計は、毎年1回以上較正を行う。

また、原子力防災管理者は、気象観測設備に不具合が認められた場合、速やかに修理する。

4. 放送装置

原子力防災管理者は、事業所における所内放送装置を常に使用可能な状態に整備する。

また、原子力防災管理者は、所内放送装置に不具合が認められた場合、速やかに修理する。

5. 緊急被ばく医療施設等

原子力防災管理者は、ヨウ素剤などの医薬品の確保、従業員等に対する放射線測定及び汚染の除去並びに応急措置に必要な設備等の整備を図る。

また、茨城県、社団法人茨城県医師会及び事業所で締結した「緊急被ばく医療体制に関する覚書」に基づき、医療機関と事業所で締結した「緊急被ばく医療に関する契約書」において従業員等の救急医療を確保する。

第6節 防災教育の実施

原子力防災管理者は、副原子力防災管理者、対策要員に対し、原子力災害に関する知識及び技能を修得し、応急措置及び原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、次に掲げる項目について教育を実施すると共に、結果を評価し、必要に応じて標準書を改め、次年度の教育計画に反映する。

- (1) 原子力防災組織及び活動に関する知識
- (2) 事業所及び放射性物質の運搬容器等の施設又は設備に関する知識
- (3) 放射線防護に関する知識
- (4) 臨界安全管理に関する知識
- (5) 放射線及び放射性物質の測定方法並びに機器を含む防災対策上の諸設備に関する知識
- (6) 茨城県、那珂市及び東海村の地域防災計画に関する知識

第7節 防災訓練の実施

1. 事業所における訓練

原子力防災管理者は、原子力災害発生時に原子力防災組織があらかじめ定められた機能を有効に発揮できるようにするため、次に掲げる項目について年1回以上訓練を実施する。

- (1) 総合訓練

- (2) 通報訓練
- (3) 除染作業等の訓練
- (4) モニタリング訓練
- (5) 避難誘導訓練

2. 国又は地方公共団体が主催する訓練

原子力防災管理者は、国又は地方公共団体が原子力防災訓練を実施するときは、訓練計画策定に協力すると共に、共催又は参加・協力することとし訓練内容に応じて原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置の実施を模擬して訓練に参加、協力する。

3. 防災訓練の計画、実施、評価及び改善について

原子力防災管理者は、原災法第15条の規定に基づく防災訓練を実施するにあたり、防災訓練に係る計画書、実施要領等に関し、事前に原子力防災専門官から指導及び助言を受けることとし、訓練の結果については原子力規制委員会に、様式第10に定める報告書によって報告し、要旨を公開するものとする。訓練結果の評価に関しては、必要に応じて要領書等に反映し、次回以降の訓練を実施する際に反映するものとする。

第8節 関係機関との連携

原子力防災管理者又は社長は、関係機関と相互に連携を取りながら、応急措置、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策を進めるために、平常時から次の項目に掲げるとおり相互連携を図るものとする。

1. 国との連携

- (1) 国の機関（原子力規制委員会及びその他関係省庁）と平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。
- (2) 内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原子力災害対策特別措置法第31条に基づく業務の報告を求められた場合、その業務について報告を行う。
- (3) 内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原子力災害対策特別措置法第32条第1項に基づく事業所の立ち入り検査を求められた場合、その立ち入り検査について対応を行う。

- (4) 原子力防災専門官からこの計画の修正及び原子力防災組織の設置その他原子力災害予防対策に関する指導及び助言があった場合、速やかにその対応を行う。

また、原子力防災管理者は、原子力防災専門官と協調し、防災情報の収集及び提供等相互連携を図る。

2. 地方公共団体等との連携

- (1) 地方公共団体（茨城県知事，那珂市長及び東海村長）と平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。
- (2) 地域防災会議等が開催される場合、参加要請に基づきこれに参加し密接な連携を保つ。
- (3) 茨城県、那珂市及び東海村の地域防災計画（原子力災害対策計画編）の作成及び修正，地域ごとの防災訓練の実施，オフサイトセンターの防災拠点としての活用，住民等に対する原子力防災に関する情報伝達，事故時の連絡体制，防護対策などの対応等について，茨城県原子力防災連絡協議会の場等を通じて，国，茨城県，那珂市，東海村及びその他の関係機関と密接な連携を図る。
- (4) 茨城県知事，那珂市長及び東海村長から原子力災害対策特別措置法第31条に基づく業務の報告を求められた場合，その業務についての報告を行う。
- (5) 茨城県知事，那珂市長及び東海村長から原子力災害対策特別措置法第32条第1項に基づく事業所の立ち入り検査を求められた場合，その立ち入り検査についての対応を行う。

3. 地元防災関係機関等との連携

地元防災関係機関等（ひたちなか・東海広域事務組合消防本部，那珂市消防本部，ひたちなか西警察署，那珂警察署，茨城海上保安部及びその他関係機関）と平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。

第9節 周辺住民に対する平常時の広報活動

原子力防災管理者は、平常時より、事業所の周辺住民に対し、国，地方公共団体と協調して次に掲げる内容について、正しい知識の普及・啓発を行うものとする。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性
- (2) 原子力事業所の概要

(3) 原子力災害とその特殊性

(4) 原子力災害発生時における防災対策の内容

第10節 事業所外運搬に係る事象の発生に対する予防対策

事業所外運搬の業務に従事する者（運搬を委託する輸送業者等の従事する者を含む。）に対して、その職務の遂行及び事故の発生等に適切に対処するために、必要かつ十分な教育訓練を実施する。また、事業所外運搬にあたっては、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した輸送計画書、円滑な通報を確保するための非常時連絡表等を作成すると共に、実際の運搬を行うにあたっては、これらの書類及び非常通信用資機材並びに防災資機材を携行する。

また、必要な防災対応を的確に実施するために必要な要員を適切に配置すると共に、事故時に次の措置を適切に取るために必要な体制の整備を図る。

(1) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置

(2) 国、都道府県、市町村及び海上保安部署等への迅速な通報

(3) 消火、延焼防止等の応急措置

(4) 運搬に従事する者や付近にいる者の避難

(5) 運搬中の核燃料物質等の安全な場所への移動、関係者以外の立ち入り禁止等の措置

(6) モニタリングの実施

(7) 核燃料物質等による汚染及び漏えいの拡大防止及び汚染の除去

(8) その他放射線障害の防止のために必要な措置

なお、事業所外運搬中の事故により別表第1の事象が発生した場合には、運搬の業務に従事している者が、直ちに原子力防災管理者にその発生と状況を連絡することができる体制を整備すると共に、原子力防災管理者が直ちに国、都道府県、市町村及び海上保安部署等関係機関に同時に文書で送信できるよう、必要な通報、連絡体制を整備する。

第 3 章 応急措置・緊急事態応急対策等の実施

第 1 節 通報及び連絡

1. 通報及び連絡の実施

- (1) 原子力防災管理者は、別表第 1 に該当しない事象が発生し、環境への有意な放射性物質の放出等がある、又はそのおそれがある場合には、直ちに社内要領書に定められた通報様式にて、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づく通報に準じ、原子力安全協定、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき、関係機関に連絡するものとする。
- (2) 原子力防災管理者は、別表第 1 の事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、15 分以内を目途として、様式第 6-1 に定められた通報様式に必要事項を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、那珂市長、東海村長その他の別図第 2 に定められた通報先にファクシミリ装置を用いて一斉に送信する。さらに、内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、那珂市長及び東海村長に対してはその着信を確認する。

別表第 1 に定める事象のうち、事業所が輸送物の安全について責任を有する事業所外運搬（新燃料、六フッ化ウラン及び酸化ウラン粉末等）の場合にあつては、様式第 6-2 に定められた通報様式に必要事項を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長その他の別図第 2 に定められた通報先にファクシミリ装置を用いて送信する。さらに、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長に対してはその着信を確認する。

なお、ファクシミリ装置ならびに通信回線等の異常により、関係者への一斉の通報が困難となる場合は、他の手段（電子メール、衛星電話等）により可能な限り早く通報を行う。この場合においても一方的な連絡ではなく、必ず電話等で着信の確認を行う。

- (3) 原子力防災管理者は、別表第 2 の事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、15 分以内を目途として、様式第 9 に定められた通報様式に必要事項を記入し、前号同様の措置をとる。別表第 2 に定める事象のうち、事業所が輸送物の安全について責任を有する事業所外運搬（新燃料、六フッ化ウラン及び酸化ウラン粉末等）の場合にあつても前号同様の措置をとる。

- (4) 原子力防災管理者は、原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報を行った旨を内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、那珂市長及び東海村長と連絡を取りつつ、報道機関へ発表する。
- (5) 原子力防災管理者は、特定事象の発生及び特定事象の経過の連絡結果について、通報したFAXを記録として保存する。

2. 態勢発令時の対応

- (1) 原子力防災管理者は、別表第1又は別表第2の事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、この計画第2章第1節1.「態勢の区分」に基づき、直ちに災害警戒時態勢又は緊急時態勢を発令する。
- (2) 原子力防災管理者は、災害警戒時態勢又は緊急時態勢を発令した場合、直ちに社長に報告する。
- (3) 原子力防災管理者は、災害警戒時態勢又は緊急時態勢発令後、対策要員を非常召集する。
- (4) 原子力防災管理者は、対策本部を設置し、対策本部長となり活動を開始する。

3. 情報の収集と提供

- (1) 対策グループ統括は、事故状況の把握を行うため、関係管理者と共に、速やかに次に掲げる事項を調査し、事故及び被害状況等を迅速かつ的確に収集し、対策本部長に報告する。
 - a. 事故の発生時刻及び場所
 - b. 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置
 - c. 被ばく及び障害等人身災害にかかわる状況
 - d. 事業所敷地周辺における放射線並びに放射能の測定結果
 - e. 放出放射性物質の量、種類、放出場所及び放出予測等の状況
 - f. 気象状況
 - g. 終息の見通し
 - h. その他必要と認める事項
- (2) 情報管理グループ統括は、上記の情報を定期的に収集し、その内容を、様式第7又は様式第8に記載し、対策本部長の確認を受けた後、広報管理者、FAX作成班及び連絡班を経由して別図第3に定める連絡箇所にファクシミリにて送信し、そ

の着信を確認する。

4. 災害警戒時態勢時の原子力防災要員等の派遣等

原子力防災管理者は、原子力災害対策特別措置法第10条第1項に係る通報を行った場合、原子力防災要員等を茨城県、那珂市及び東海村に派遣し、事故状況の経過・応急措置等の説明を行うと共に緊急事態応急対策等の立案や広報等の協力を行う。

5. 社外関係機関との連絡方法

原子力防災管理者（対策本部が設置されている場合は対策本部長）は、別図第3の連絡経路により社外関係機関に連絡を行う。

6. 周辺住民の避難等の要請

原子力防災管理者（対策本部が設置されている場合は対策本部長）は、オフサイトセンターが立ち上がる前の初期段階において、周辺住民の避難等が必要であると判断したときは、直ちに茨城県知事、那珂市長及び東海村長へ周辺住民の避難等の措置を要請する。

なお、オフサイトセンターが立ち上がった後には、オフサイトセンターへ要請する。

7. 電話回線の確保

情報管理グループ統括は、緊急事態応急対策実施時の通信を確保するため、必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講じるものとする。

第2節 応急措置の実施

対策本部長は、茨城県、那珂市及び東海村の地域防災計画（原子力災害対策計画編）にも従い応急措置を実施する。

また、炉規法第64条第3項の規定に基づく危険時の措置について原子力規制委員会からの命令にも対応する。

1. 警備及び避難誘導

環境安全管理者及び現場活動管理者は、現場活動隊長、避難誘導班及び警備班と共に次に掲げる措置を講じる。

(1) 避難場所等の指定

事業所内の事象に係る災害警戒時態勢又は緊急時態勢が発令された場合、事業所敷地内の応急措置又は原子力災害対策活動に従事しない者及び来訪者等（以下「事業所避難者」という。）に対する避難場所及び避難経路等の必要な事項を指定する。

(2) 避難の周知

事業所避難者に対して所内放送等により指定する避難場所への避難及び避難の際の防護措置を周知させる。

(3) 事業所敷地外への避難

事業所避難者を事業所敷地外へ避難させる必要がある場合、事業所敷地外へ避難させるよう指示する。

なお、この際、その旨を直ちに茨城県知事、那珂市長、東海村長、原子力防災専門官及び各関係機関に連絡する。

(4) 事業所への入域制限等

事業所敷地内への入域を制限すると共に、応急措置又は原子力災害対策活動に関係のない車両の使用を禁止する。

2. 放射能影響範囲の推定

環境安全管理者は、放射線管理班と共に事業所内及び事業所敷地周辺の放射線並びに放射能の測定を行い、放射性物質が事業所敷地外に放出された場合、放射線監視データ、気象観測データ及び緊急時環境モニタリングデータ等から放射能影響範囲を推定する。

3. 緊急被ばく医療

現場活動管理者及び環境安全管理者は、現場活動隊長、救護班及び放射線管理班と共に次に掲げる措置を講じる。

(1) 救助活動

負傷者及び放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者（以下「負傷者等」という。）がいる場合は、負傷者等を放射線による影響の少ない場所に速やかに救出する。

(2) 医療活動

a. 負傷者等について可能な限りの応急措置及び汚染検査、除染等の措置を講じ

る。

- b. 高線量被ばく者（急性症状が疑われる者）については、二次被ばく医療機関である水戸医療センター又は県立中央病院に移送する。

水戸医療センター又は県立中央病院に移送する場合には、茨城県保健予防課長、水戸医療センター又は県立中央病院の長（又は担当医師）に事前に事故及び被ばくの状況とその症状等について連絡し、同保健予防課長の指示を受ける。

また、必要に応じて放射線医学総合研究所等（三次被ばく医療機関）と連絡をとり、治療の依頼等必要な措置をとる。

- c. 低線量被ばく者（高線量被ばく者以外）については、茨城県、社団法人茨城県医師会及び事業所で締結した「緊急被ばく医療体制に関する覚書」に基づき、医療機関と事業所で締結した「緊急被ばく医療に関する契約書」の医療機関（医療法人群羊会久慈茅根病院、医療法人渡辺会大洗海岸病院、株式会社日立製作所日立総合病院、独立行政法人国立病院機構茨城東病院、水戸赤十字病院（以下「初期被ばく医療機関」という。））に移送する。

初期被ばく医療機関に移送する場合には、可能な限り、負傷者等の状態に関する情報と受けた放射線の種類、被ばく線量並びに身体等に付着している放射性物質の核種、量及びこの物質による緊急被ばく医療担当医師等の医療関係者（以下「医療関係者」という。）の受ける線量や影響、放射性物質による汚染のおそれ等の情報を連絡する。

また、必要に応じ、茨城県が設置する救護所において汚染検査、除染、救護処置等を受ける。

初期被ばく医療機関及び救護所においてホールボディカウンタによる測定が必要と認められた者については、水戸医療センター又は県立中央病院、若しくはホールボディカウンタによる測定が可能な原子力事業所に移送して測定を行う。この場合の茨城県保健予防課、水戸医療センター又は県立中央病院、原子力事業所との連絡等は高線量被ばく者と同様に行う。

- d. 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者以外の一般傷病者は、事業所周辺の医療機関、特に災害拠点病院及びその他の救急医療機関への移送及び治療の依頼等の必要な措置を講じる。

(3) 二次災害防止に関する措置

水戸医療センター又は県立中央病院，初期被ばく医療機関へ負傷者等の移送の救急隊到着時に，事故の概要及び負傷者等の放射性物質による汚染の状況等の被ばく防止のために必要な情報を救急隊員等に伝達する。

また，水戸医療センター又は県立中央病院，初期被ばく医療機関へ負傷者等の移送時には，放射線管理要員等の専門家を同行させ，搬送や医療関係者等に対し適切な対応のための必要な情報提供及び医療関係者並びに医療施設の放射線防護，汚染拡大防止対策等の支援・協力を行うと共に，資機材提供等の必要な支援を行う。

(4) 緊急被ばく医療における施設・設備等の除染等

水戸医療センター又は県立中央病院，初期被ばく医療機関の施設，設備，医療機器及び資材に放射性物質が付着した場合には適切な除染を行う。

なお，除染できない場合には弁償するものとする。

診療において生じた放射性廃棄物で，水戸医療センター又は県立中央病院，初期被ばく医療機関で処理・処分できないものについては，事業所の施設に持ち帰る等の処理・処分を行う。

(5) 緊急被ばく医療に対する要員の派遣等

国及び茨城県が行う緊急被ばく医療に対し，できる限りにおいて，原子力防災要員等の派遣，原子力防災資機材等の貸与その他必要な措置を講じ協力する。

4. 消防活動

現場活動隊長は，速やかに火災の状況を把握し防災班等を指揮し，安全を確保しつつ，消防機関と協力して迅速に消火活動を行う。

5. 汚染拡大の防止

現場活動管理者は，現場活動隊長を指揮し，不必要な被ばくを防止するため，関係者以外の者の立ち入りを禁止する区域を設定し，標識等により明示すると共に，必要に応じ所内放送等により事業所構内にいる者に周知する。

また，放射性物質による予期しない汚染が確認された場合，速やかにその拡大の防止及び除去に努める。

6. 被ばく線量の評価

環境安全管理者は、放射線管理班と共に事業所避難者及び応急措置又は原子力災害対策活動に従事している要員の被ばく線量の評価を行うと共に、放射性物質による汚染が確認された場合、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。

7. 広報活動

- (1) 情報管理グループ統括は、報道機関が事業所に取材来訪した場合、その状況に応じて事業所に広報場所を開設する。

但し、事業所内が使用できないと判断した場合は、別に指定する場所で報道機関に対し定期的に広報発表を行う。

- (2) オフサイトセンターの運営が開始された場合、オフサイトセンターで定期的に広報発表を行う。

- (3) 情報管理グループ統括は、加工施設の状況、応急措置の概要等の公表する内容をとりまとめ、対策本部長の確認を受けた後、広報管理者、FAX作成班及び連絡班を経由して別図第8に示す伝達経路に基づき関係箇所に連絡する。

8. 応急復旧

- (1) 施設及び設備の整備並びに点検

施設技術管理者は、施設技術班及び設備技術班と共に警報盤の計器等による監視及び可能な範囲における巡視点検の実施により、事業所設備の状況及び機器の動作状況等を把握する。

- (2) 応急の復旧対策

対策本部長は、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため、応急復旧計画の策定を対策グループ統括に指示し、対策グループ統括は、応急復旧計画に基づき復旧対策を実施する。

9. 原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置

対策グループ統括及び各関係管理者等は、事故状況の把握、事故の拡大防止及び被害の拡大に関する推定を行い、原子力災害の発生又は拡大の防止を図るため次に掲げる事項について措置を検討し、実施するものとする。

- (1) 事故の拡大のおそれがある場合、事故拡大防止に関する措置を検討し、措置を講

じる。

(2) その他の施設については、事故発生施設からの影響を考慮し、運転を停止し、必要な点検及び操作を実施して、保安維持を行う。

(3) 環境への放射性物質の放出状況及び気象状況等から、事故による周辺環境への影響を予測する。

10. 資機材の調達及び輸送

調達品管理者は、原子力防災資機材及びその他原子力災害対策活動に必要な資機材を調達すると共に、資機材の輸送を行う。

11. 事業所外運搬に係る事象の発生における措置

事業所外運搬に従事する者が運搬中に別表第1の事象の発生を発見した場合は、直ちに輸送本部員を経由して原子力防災管理者に事象の発生並びにその状況を報告する。

原子力防災管理者がこの連絡を受けた場合、又は、原子力防災管理者が事業所外運搬に係る別表第1の事象の発生を発見又は通報を受けた場合は、この計画第3章第1節1.「通報の実施」に基づき、様式第6-2に定められた通報様式に必要事項を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長その他の別図第2に定められた通報先にファクシミリ装置を用いて送信する。さらに、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長に対してはその着信を確認し、以後、応急対策の状況等を随時連絡する。

また、事業所外運搬に従事する者は、事象発生後直ちに適当な方法により、立入制限区域の設定、汚染や漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、モニタリング、消火や延焼の防止、救出や避難等の危険時の措置を迅速かつ的確に実施するものとし、併せて現地へ必要な要員を速やかに派遣し、消防機関、警察機関及び海上保安部署と協力して応急対策を実施する。

加えて、必要に応じ、他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行い、応急対策の実施に万全を期するものとする。

12. 応急措置の実施報告

情報管理グループ統括は、本節の各項に掲げる応急措置を実施した場合、様式第7に

定める報告様式にその概要を記入し、別図第3に定める連絡経路により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、那珂市長、東海村長、原子力防災専門官及び各関係機関に報告する。

但し、事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあつては、応急措置を実施した場合、様式第8に定める報告様式にその概要を記入し、別図第3に定める連絡経路により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長、原子力防災専門官及び各関係機関に報告する。

13. 原子力防災要員の派遣等

対策本部長は、原子力防災専門官その他の国の機関から、オフサイトセンターの運営の準備に入る体制を取る旨の連絡を受けた場合、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに茨城県知事、那珂市長、東海村長その他の執行機関の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表第6に定める原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じオフサイトセンター立ち上げに協力する。

14. 他の原子力事業者への協力要請

対策本部長は、他の原子力事業所の協力も必要とするときは、次により協力を要請する。

加工事業者の協力を必要とするときは、「原子力災害時における原子力事業所間協力協定」に基づき、各社に要請する。

第3節 緊急事態応急対策

1. 緊急時態勢の発令

(1) 対策本部長は、別表第2に定められた状態に至った場合、情報管理グループ統括を經由して様式第9に所定の事項を記入して、直ちに別図第3に定められた箇所に報告する。

(2) 対策本部長は、この報告を行ったとき、あるいは内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発令したときは、緊急時態勢を発令する。

(3) 対策本部長は、別図第3及び別図第4に定める連絡経路に基づき、社長その他必要な箇所に緊急時態勢を発令した旨を連絡する。

2. 原子力災害合同対策協議会等との連絡報告

- (1) 対策本部長は、オフサイトセンターの運営が開始された場合、オフサイトセンターに派遣されている副原子力防災管理者等と連絡を密に取り、合同対策協議会等において出された要請事項等について社内で情報を共有し、必要な対策を行う。
副原子力防災管理者等は、現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会に参加し、事故状況の報告をすると共に、構成機関と密接な情報交換をする。
- (2) 派遣されている原子力防災要員は、原子力災害現地対策本部等の指示に基づき、必要な業務を行う。
- (3) 対策本部長は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、那珂市長及び東海村長から、原子力緊急事態の状況及び原子力応急対策の実施に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

3. 応急措置の継続実施

対策本部長は、この計画第3章第2節「応急措置の実施」に示す各措置を、緊急時態勢が解除されるまでの間、継続して実施する。

4. 緊急時の原子力防災要員等の派遣等

対策本部長は、緊急時において、茨城県、那珂市及び東海村に原子力防災要員等を派遣し、事故状況の経過・応急措置等の説明を行うと共に避難（又はコンクリート屋内退避）の勧告又は指示を行った市町村へ原子力防災要員等を派遣し、避難所（又はコンクリート屋内退避所）において特定事象（事故）に関する広報等を行う。

5. 事業所外運搬事故における対策

対策本部長は、運搬を委託された者と協力し、発災現場に派遣された専門家による助言を踏まえつつ、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を主体的に講じる。

第4章 原子力災害事後対策

原子力防災管理者は、原子力災害対策特別措置法第15条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があった時以降において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため、原子力災害事後対策を茨城県、那珂市及び東海村の地域防災計画（原子力災害対策計画編）に従い実施する。

第1節 事業所の対策

1. 復旧対策

対策本部長は、原子力災害発生後の事態収拾の円滑化を図るため、次に掲げる事項について復旧計画を策定して、内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、那珂市長及び東海村長に提出し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。

- （1）加工施設等の損傷状況及び汚染状況の把握
- （2）加工施設等の除染の実施
- （3）放射線の遮蔽
- （4）加工施設等損傷部の修理及び改造の実施
- （5）放射性物質の追加放出の防止等
- （6）復旧項目の工程ならびに実施担当者

対策本部長は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、那珂市長及び東海村長に、原子力災害事後対策の実施に関する事項について報告を行う。

2. 原子力災害事後対策の原子力防災要員等の派遣等

対策本部長は、茨城県、那珂市及び東海村へ原子力防災要員等を派遣し、特定事象の経過の連絡等に関する説明を行うと共に、茨城県、那珂市及び東海村が実施する住民の健康相談等の原子力災害事後対策の立案への参加及び広報等への協力を行う。

3. 被災者の相談窓口の設置

対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言後、速やかに被災者の損害賠償請求等のため、相談窓口を設置する等、必要な体制を整備する。

4. 緊急時態勢の解除

対策本部長は、緊急時態勢を解除した場合、その旨を別図第3に定める連絡経路により報告する。

5. 原因究明と再発防止対策の実施

対策本部長は、原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を講じる。

第2節 原子力防災要員の派遣等

1. 原子力防災要員の派遣等

原子力防災管理者は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに茨城県知事、那珂市長、東海村長その他の執行機関の実施する次に掲げる原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表第7に定める原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

派遣された原子力防災要員は、オフサイトセンターに設置される原子力災害現地対策本部（原子力災害現地対策本部が解散されている場合は派遣先）等の指示に基づき、おおむね次のような業務を行う。

（1）広報活動に関する事項

（2）環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項

2. 原子力災害現地対策本部との連絡報告

（1）原子力防災管理者は、オフサイトセンターに派遣されている副原子力防災管理者等と連絡を密に取り、原子力災害現地対策本部において出された要請事項等について社内で情報を共有し、必要な対策を行う。副原子力防災管理者等は、原子力災害現地対策本部に原子力災害事後対策の報告をすると共に、構成機関と密接な情報交換をする。

（2）原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、那珂市長及び東海村長から、原子力災害事後対策の実施に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

3. 他の原子力事業者への協力要請

原子力防災管理者は、原子力災害事後対策に関し、他の原子力事業所の要員の派遣又

は資機材の貸与を必要とするときは、次により協力の要請を行う。

加工事業者の協力を必要とするときは、「原子力災害時における原子力事業所間協力協定」に基づき、各社に要請する。

第5章 協力活動

第1節 他の原子力事業者への協力

他の原子力事業者の原子力事業所で原子力災害が発生した場合、原子力防災管理者は、当該事業者、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、次に掲げる環境放射線モニタリング、周辺区域の汚染検査及び汚染除去及び避難者の搬送・誘導に関する事項について要請内容に応じ、別表第8に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な協力を行う。

なお、派遣要員及び原子力資機材等の輸送手段としては、車両を使用することとするが、道路等の状況により車両が使用出来ない場合には、別途必要な措置を講じる。

- (1) 環境放射線モニタリング
- (2) 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
- (3) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
- (4) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染
- (5) 避難者（災害弱者を含む。）の搬送・誘導

但し、事業所外運搬の場合にあつては、「他の原子力事業者の原子力事業所で」を「他の原子力事業者が責任を有する事業所外運搬の輸送中に」に読み替えて準用する。

第2節 原子力事業者間の連携措置

社長は、国内の原子力事業所及び事業所外運搬において原子力災害が発生した場合に、原子力事業者間の協力が円滑に実施できるよう、協力活動の方法等についてあらかじめ他の原子力事業者と連携の措置を行うものとする。

- 1) 茨城県東海村、那珂市及び大洗町等に所在している原子力事業者で締結している「原子力事業所安全協力協定（東海NOAH協定）」に基づき、他の原子力事業所で発生した原子力緊急事態応急対策への支援を行う場合は、安全協力委員会委員長からの要請に応じ、必要な協力活動を実施する。

- 2) 加工事業者で締結している「原子力災害時における原子力事業所間協力協定」に基づき、他の原子力事業所で発生した原子力緊急事態応急対策への支援を行う場合は、各社からの要請に応じ、必要な協力活動を実施する。

第3節 原子力緊急時支援・研修センターへの協力

原子力防災管理者は、国の原子力緊急事態宣言後、原子力災害合同対策協議会及びその下に設置される関係各班が適時適切な応急対策等を行えるよう、運営に協力する。

また、オフサイトセンターと原子力緊急時支援・研修センターの一体的な運営が可能となるよう、国、茨城県、那珂市及び東海村等の行う運営要領の作成及び原子力緊急時支援・研修センターの運営に協力する。

第4節 オフサイトセンターへの協力

原子力防災管理者は、国、茨城県、那珂市及び東海村等が行うオフサイトセンターの運営要領の作成に協力する。

第5節 避難計画等作成への協力

原子力防災管理者は、住民の避難計画等の作成について、茨城県、那珂市及び東海村に協力する。

第6節 緊急被ばく医療への協力

国及び茨城県が行う緊急被ばく医療に対し、原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材等の貸与その他要請に応じ必要な協力を行う。

付 則

作 成	平成12年10月18日
第1回修正	平成13年 7月31日
第2回修正	平成14年 6月20日
第3回修正	平成15年 6月18日
第4回修正	平成17年 9月26日
第5回修正	平成18年 7月14日
第6回修正	平成19年 9月27日
第7回修正	平成20年11月 4日
第8回修正	平成21年 7月 6日
第9回修正	平成22年 8月12日
第10回修正	平成23年 9月16日
第11回修正	平成24年 3月 1日
第12回修正	平成25年 3月15日
第13回修正	平成25年12月13日

原子力事業者防災業務計画別冊

三菱原子燃料株式会社

図 表 集

Ⅱ 図表集

別図第 1 事業所原子力防災組織の業務分掌

別図第 2 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報経路

別図第 3 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の通報後の連絡経路

別図第 4 態勢発令後の社内の伝達経路

別図第 5 態勢発令と対策要員の非常召集連絡経路

別図第 6 事業所敷地周辺の放射線測定設備及びその他の設備

別図第 7 事業所敷地内の避難場所及び防災資機材配備場所

別図第 8 公表内容の伝達経路

別表第 1 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準

別表第 2 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の原子力緊急事態宣言発令の基準

別表第 3 原子力防災要員の職務と配置

別表第 4 原子力防災資機材

別表第 5 原子力災害対策活動で使用する資料

別表第 6 緊急事態応急対策における原子力防災要員の派遣，原子力防災資機材の貸与

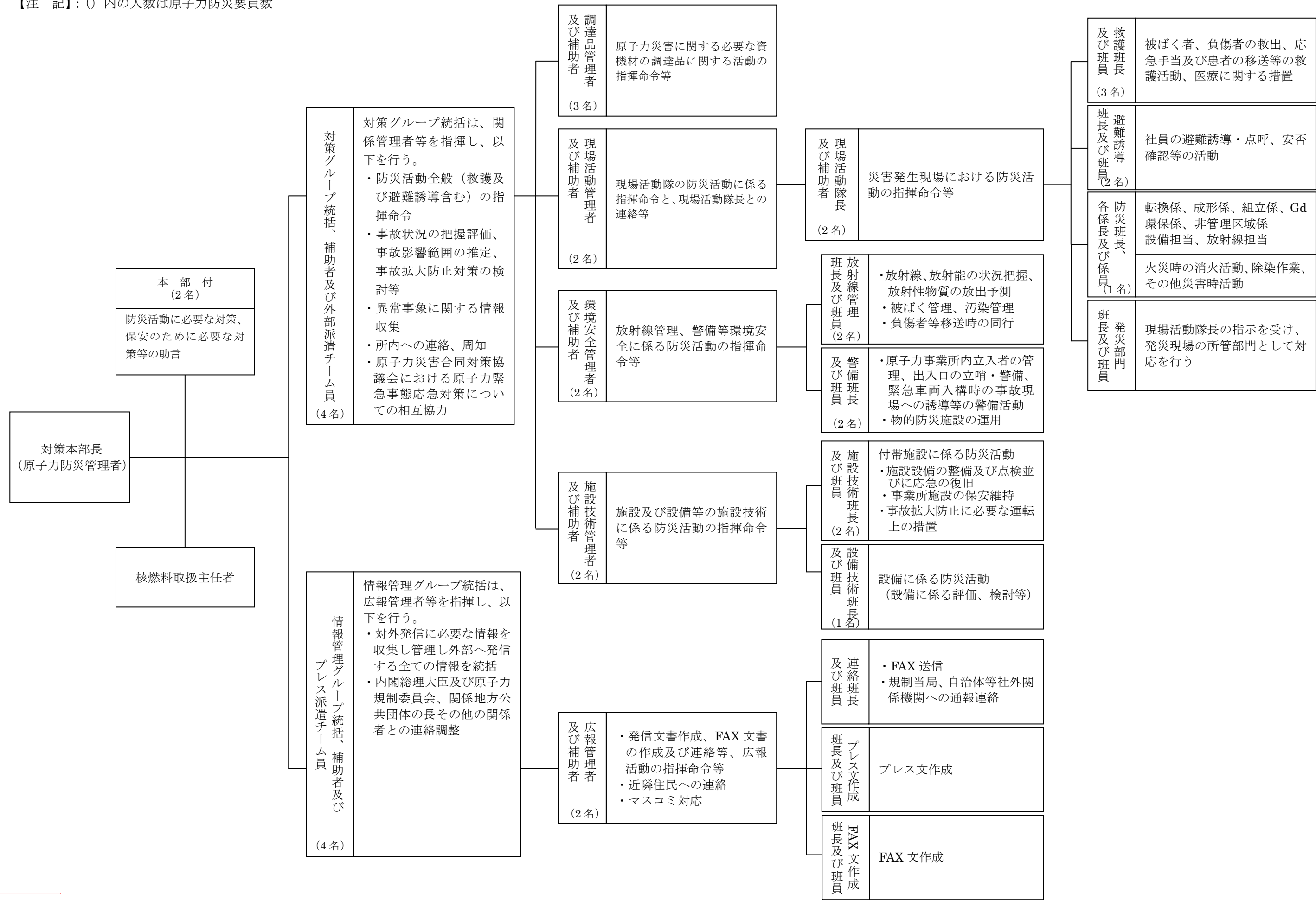
別表第 7 原子力災害事後対策における原子力防災要員の派遣，原子力防災資機材の貸与

別表第 8 他の原子力事業者で発生した原子力災害への原子力防災要員の派遣，原子力防災資機材の貸与

別表第 9 副原子力防災管理者の職位と代行順位

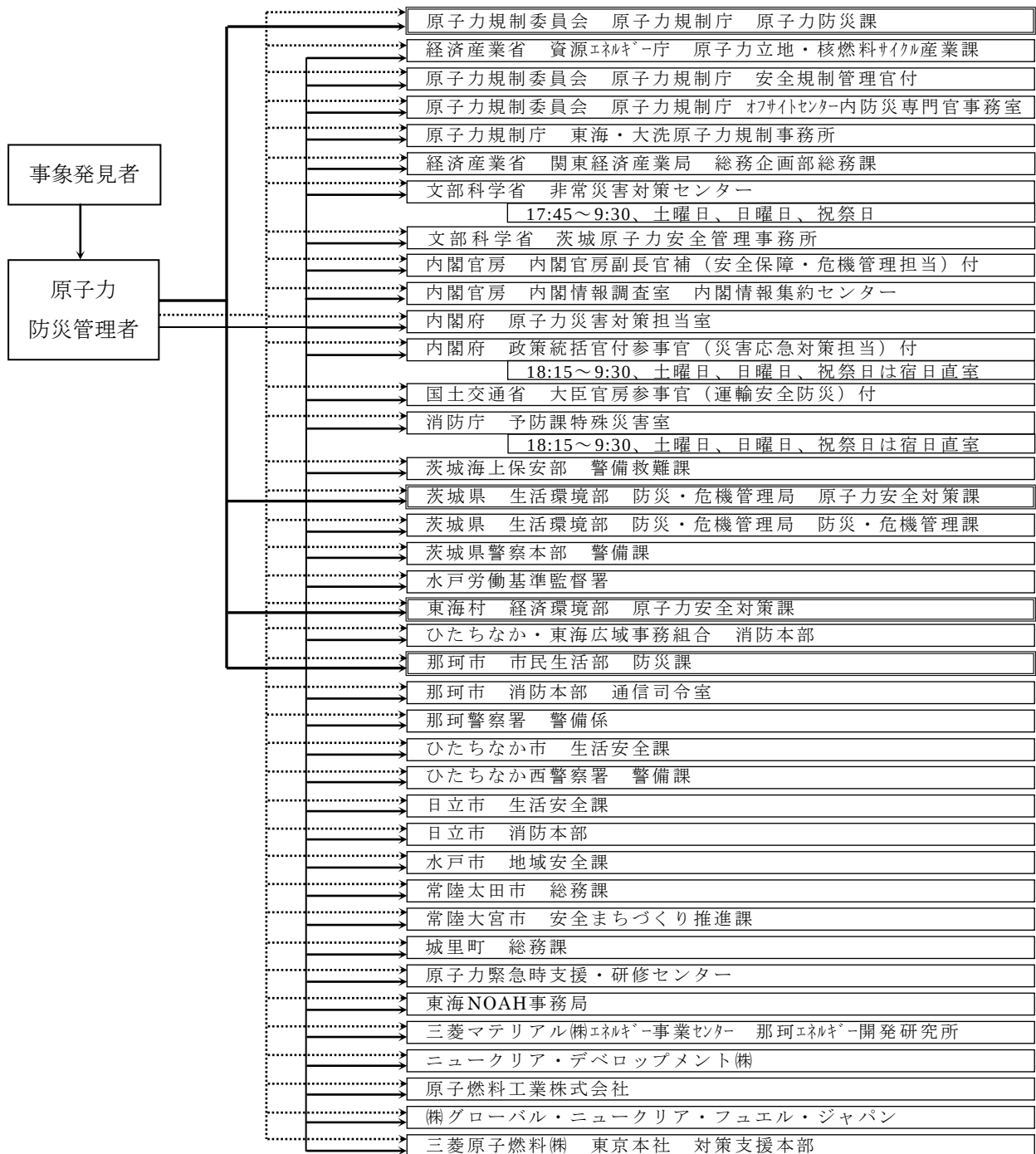
別図第 1 「事業所原子力防災組織の業務分掌」

【注 記】：() 内の人数は原子力防災要員数



別図第2 「原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路」(1/2)

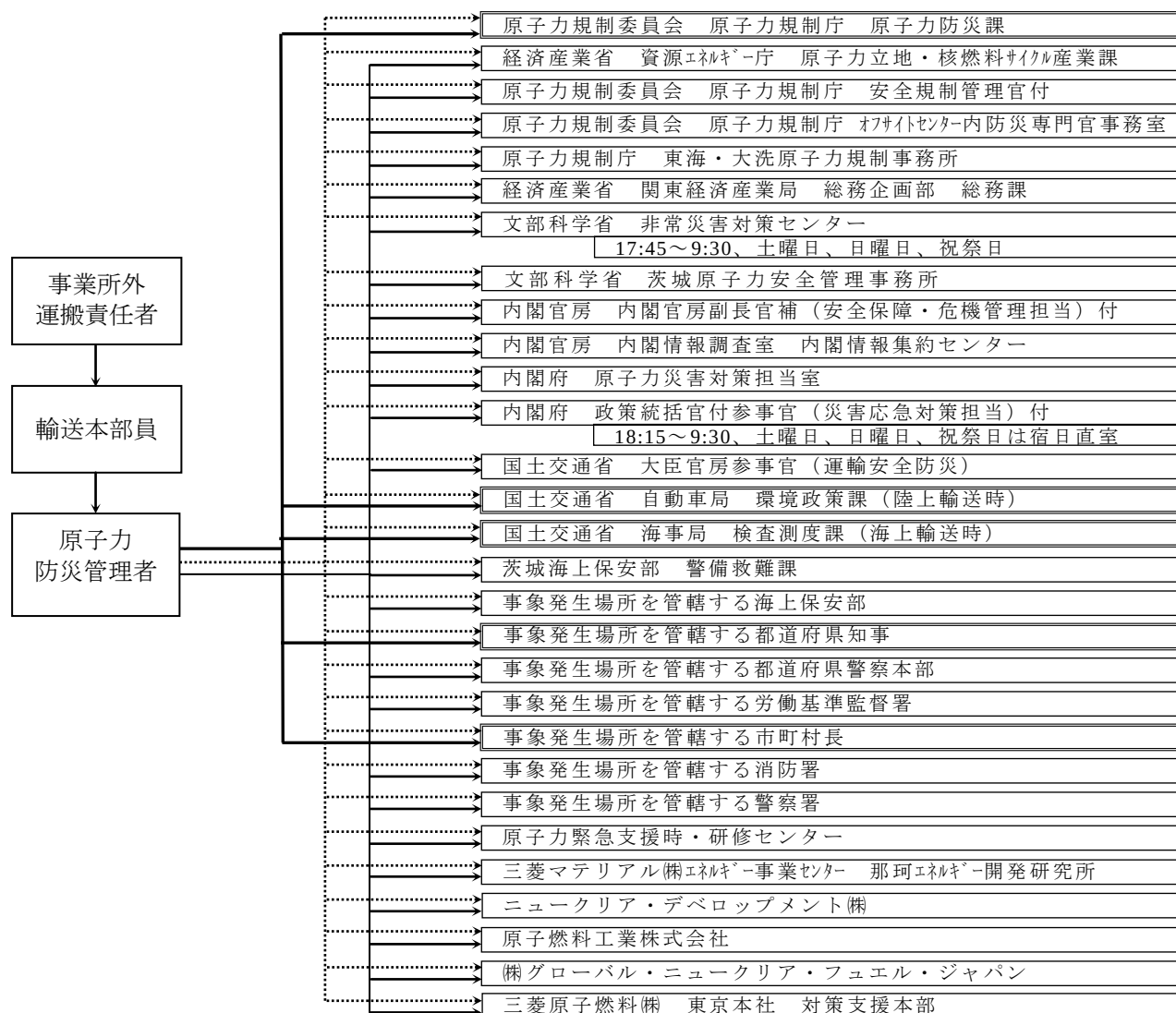
(1) 事業所内での事象発生時の通報経路



- : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先
 : 電話によるファクシミリ着信の確認
 : ファクシミリによる送信
 : 電話による連絡

別図第2 「原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路」(2/2)

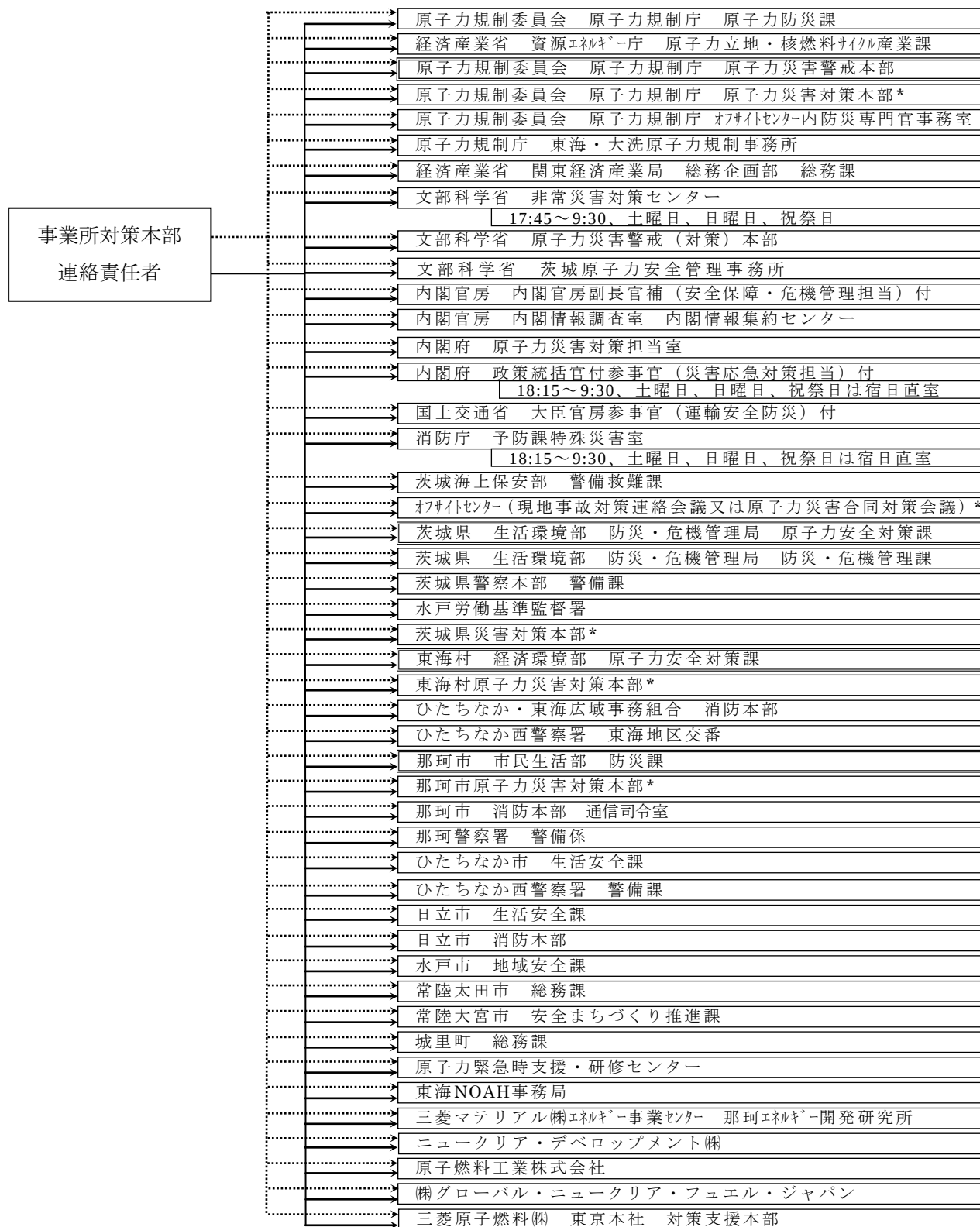
(2) 事業所外運搬での事象発生時の通報経路



- : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先
 : 電話によるファクシミリ着信の確認
 : ファクシミリによる送信
 : 電話による連絡

別図第3 「原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路」(1/2)

(1) 事業所内での事象発生時の通報経路



☐ : 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の通報先

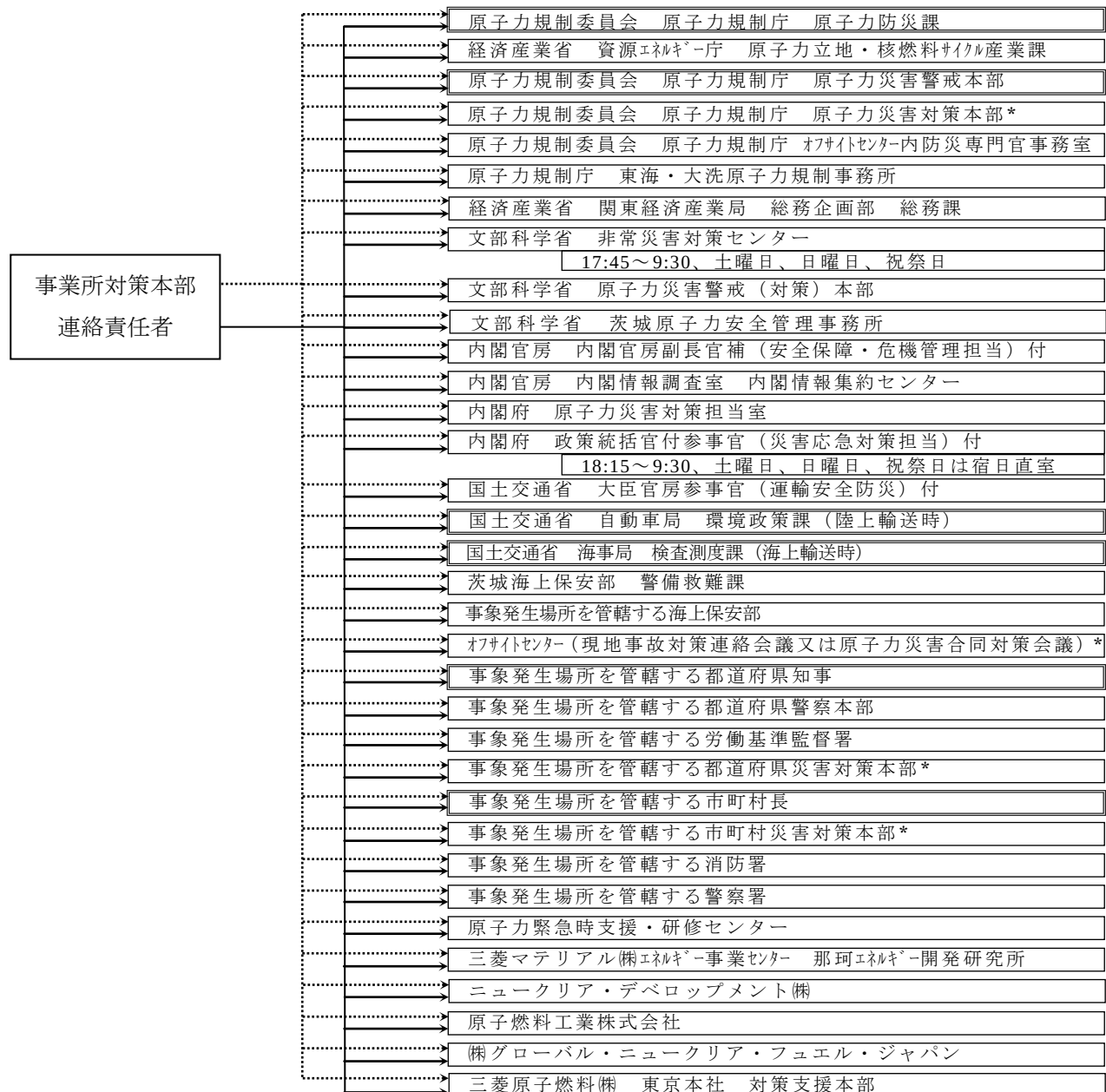
..... : ファクシミリによる送信

———— : 電話による連絡

* : 災害対策本部等が設置されている場合に限る

別図第3 「原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路」(2/2)

(2) 事業所外運搬での事象発生時の連絡経路



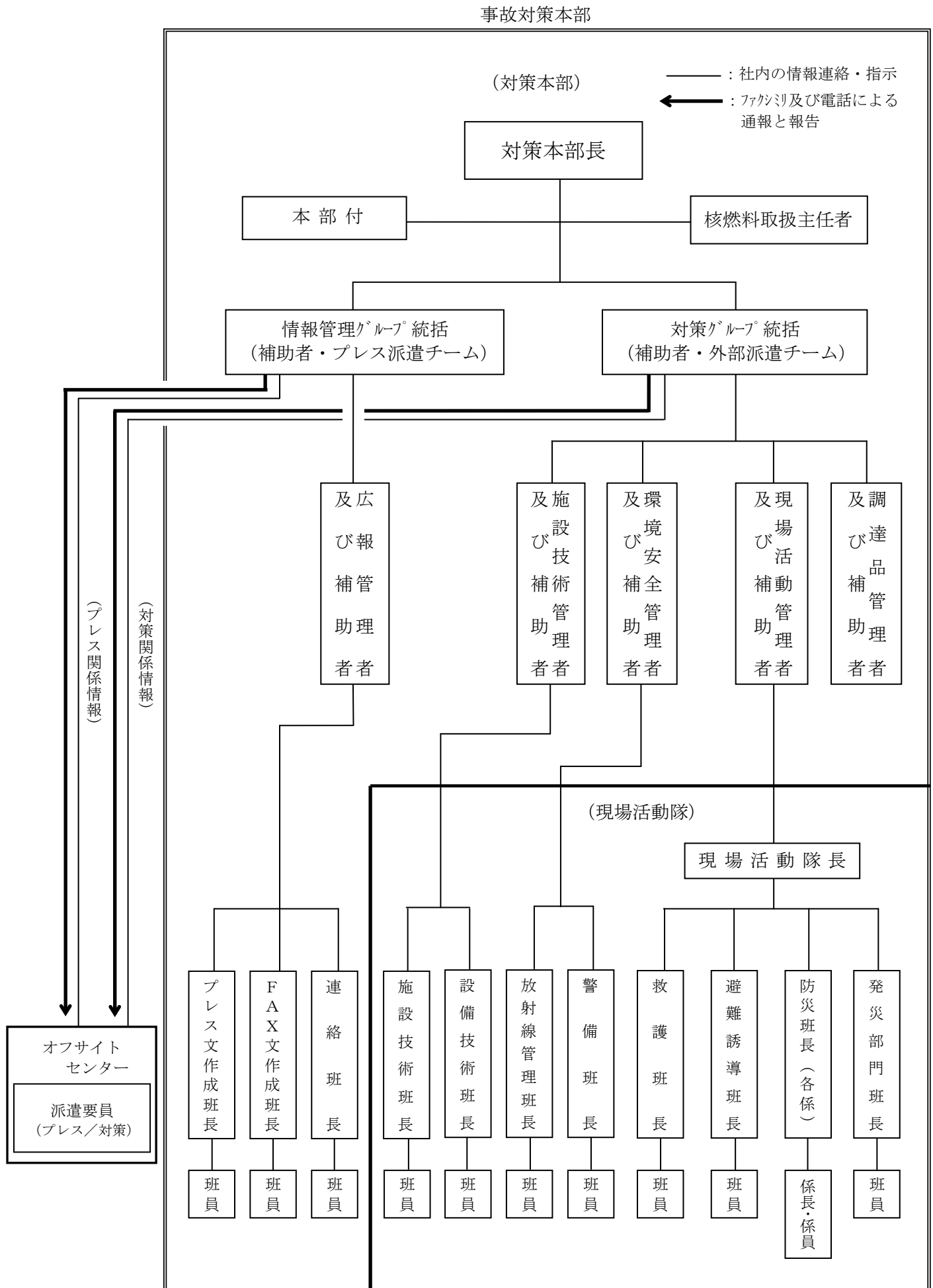
 : 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の通報先

..... : ファクシミリによる送信

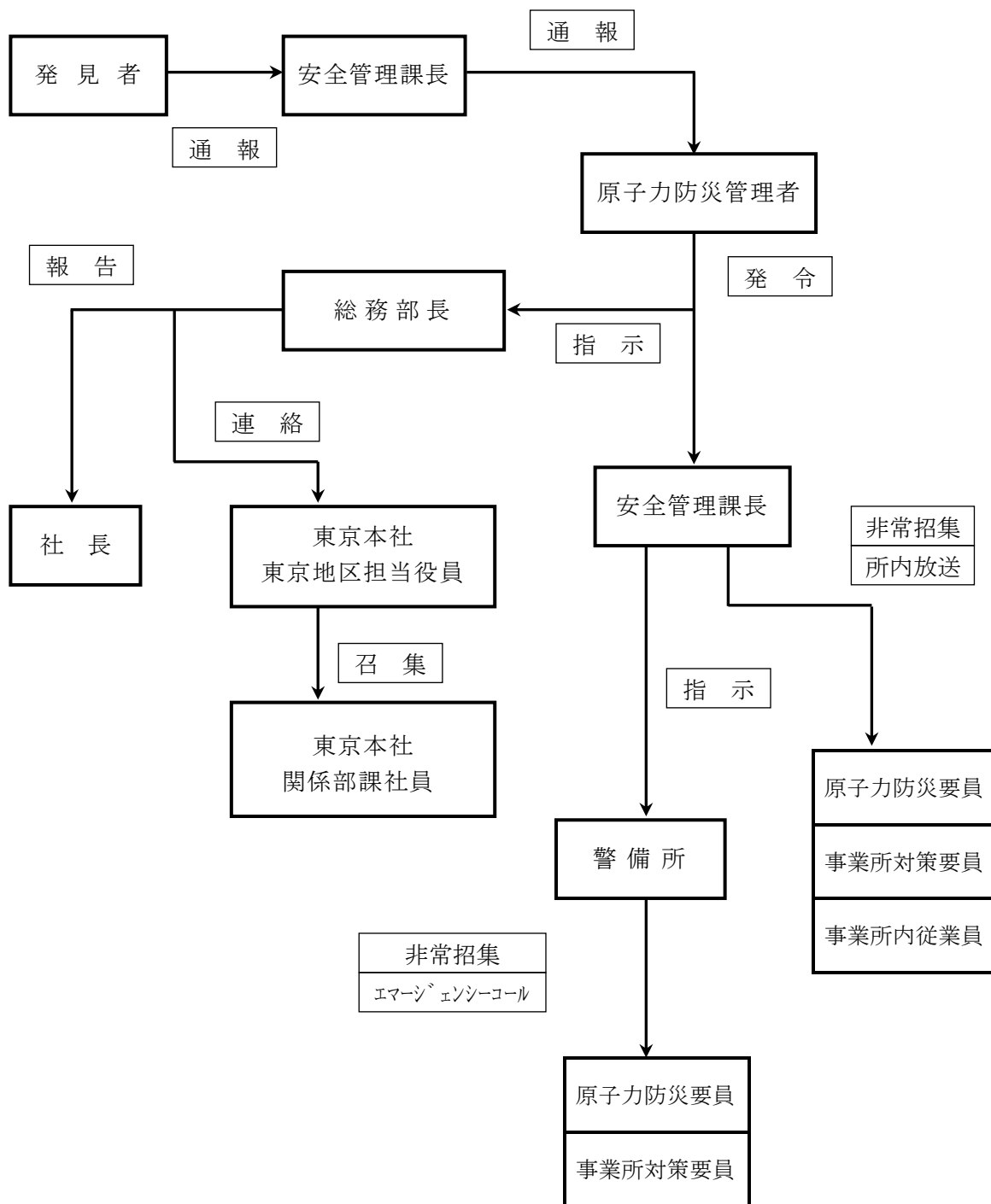
→ : 電話による連絡

* : 災害対策本部等が設置されている場合に限る

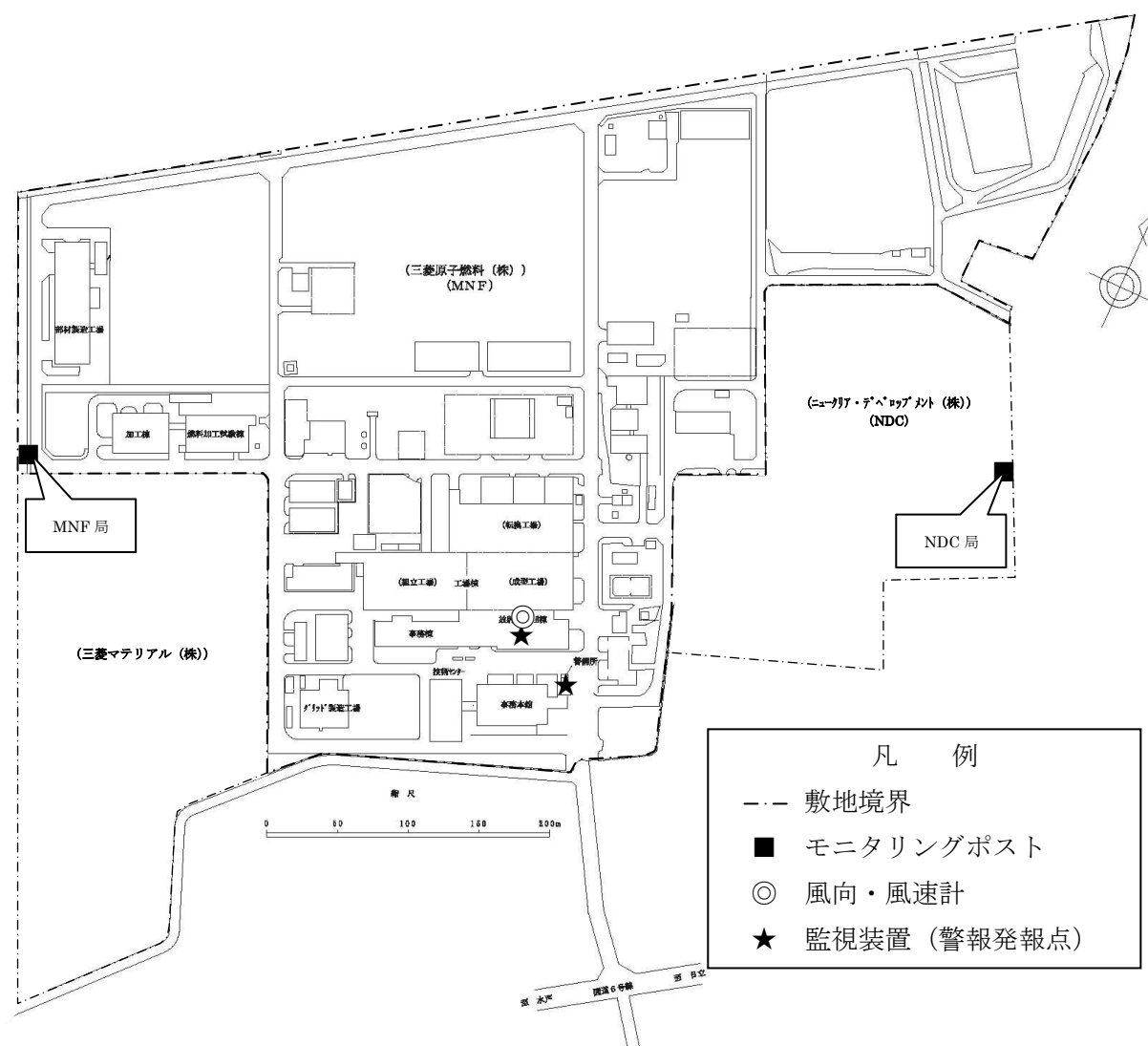
別図第4「態勢発令後の社内の伝達経路」（災害警戒時及び緊急時態勢発令時）



別図第 5 「態勢発令と対策要員の非常招集連絡経路」



別図第6 「事業所敷地周辺の放射線測定設備及びその他の設備」



名 称	測定対象	測定器の種類，測定レンジ
モニタリングポスト MNF 局	空気吸収 線量率	NaI(Tl)シンチレーション 10 ⁻² ～10 ² μ Gy/h 電離箱 10 ⁻³ ～10 ⁵ μ Gy/h
モニタリングポスト NDC 局	空気吸収 線量率	NaI(Tl)シンチレーション 10 ⁻² ～10 ² μ Gy/h 電離箱 10 ⁻³ ～10 ⁵ μ Gy/h
風向・風速計	風向・風速	風向 アブソリュートエンコーダ 全方位 風速 パルス式 0.4m/s～90m/s

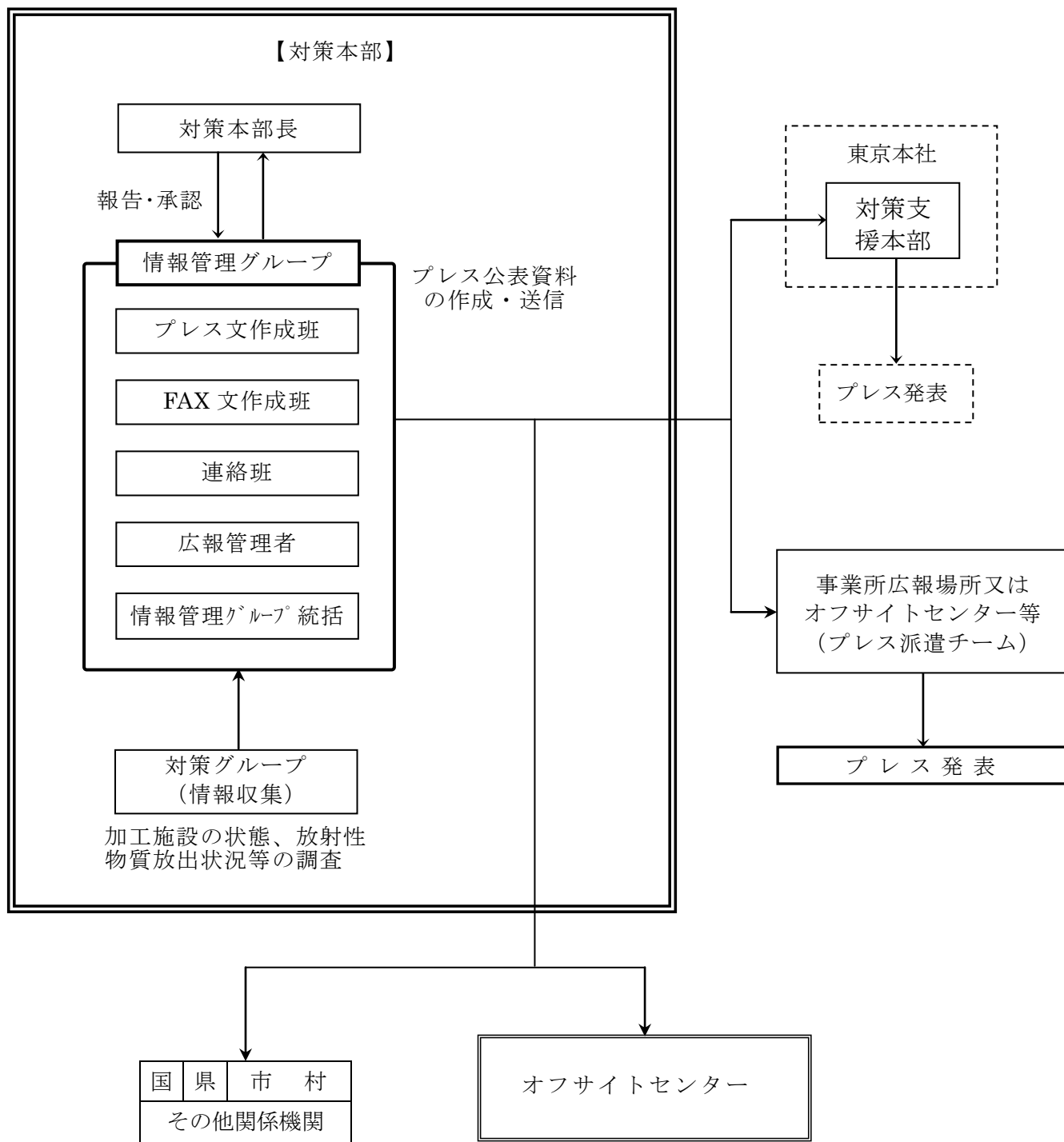
別図第7 「事業所敷地内の避難場所及び防災資機材配備場所」



本図の記載内容のうち、一部の建屋名称は商業機密保護の観点から公開を制限しているため、削除しています。

三菱原子燃料株式会社

別図第8 「公表内容の伝達経路」



別表第1 「原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準」(1/9)

略 称	法 令
(1) 敷地境界 放射線量 上昇	・ 政令第4条第4項第1号 第1項に規定する基準以上の放射線量が第2項又は前項の定めるところにより検出されたこと。 ・ 政令第4条第1項（第1項に規定する基準） 法第10条第1項の政令で定める基準は、1時間あたり5マイクロシーベルトの放射線量とする。 ・ 政令第4条第2項（第2項の定めるところ） 法第10条第1項の規定による放射線量の検出は、法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上について、それぞれ単位時間（2分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間当たりの数値に換算して得た数値が、前項の放射線量以上のものとなっているかどうかを点検することにより行うものとする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合その他原子力規制委員会規則で定める場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 ・ 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（以下「通報すべき事象等に関する規則」という。）第3条の2第1項（検出されなかったものとみなす場合） 令第4条第2項の原子力規制委員会規則で定める場合は、原子力規制委員会が定める測定設備及び当該測定設備により検出された数値に異常が認められない場合（令第4条第2項の1時間当たりの数値に換算して得た数値が、同条第1項の放射線量以上のものとなっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。）とする。 ・ 政令第4条第3項（前項の定めるところ） 前項の定めるところにより検出された放射線量が法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて第1項の放射線量を下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上についての数値が1時間あたり1マイクロシーベルト以上であるときは、法第10条第1項の規定による放射線量の検出は、前項の規定にかかわらず、同項の定めるところにより検出された当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において原子力規制委員会規則で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計することにより行うものとする。

別表第1 「原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準」(2/9)

略 称	法 令
(1) 敷地境界 放射線量 上昇	・ 通報すべき事象等に関する規則第4条(中性子線の測定) 令第4条第3項の規定による中性子線の測定は、中性子線(自然放射線によるものを除く。)が検出されないことが明らかとなるまでの間、防災業務計画等命令第4条第1項の規定により備え付けることとされた中性子線測定用可搬式測定器によって、瞬間ごとの中性子線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行うものとする。
(2) 放射性物質 通常経路放 出	・ 政令第4条第4項第2号 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が第1項に規定する放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 ・ 第1項に規定する放射線量：$5\mu\text{Sv/h}$(1)参照。 ・ 通報すべき事象等に関する規則第5条(通報すべき事象) 令第4条第4項第2号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者にあつては、添付の上欄に掲げる場合に应じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げるものとし、検出についてはそれぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。
(3) 火災爆発等 による放射 性物質放出	・ 政令第4条第4項第3号 当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として原子力規制委員会規則で定める区域をいう。)外の場所(前号に規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 イ 1時間当たり50マイクロシーベルト以上の放射線量 ロ 当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質

別表第 1 「原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準」(3/9)

略 称	法 令
(3) 火災爆発等による放射性物質放出	・ 通報すべき事象等に関する規則第 6 条第 1 項（原子力規制委員会規則で定める区域） 令第 4 条第 4 項第 3 号に規定する区域は、次の表の上欄に掲げる原子力事業者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる区域とする。

別表第1 「原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準」(4/9)

略 称	法 令
(3) 火災爆発等による放射性物質放出	・ 通報すべき事象等に関する規則第6条第4項 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により令第4条第4項第3号イの放射線量の水準又は第2項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。
(4) 事業所外運搬放射線異常	・ 政令第4条第4項第4号 事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、1時間当たり100マイクロシーベルト以上の放射線量が原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところにより検出されたこと。 ・ 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令（以下「通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令」という。）第2条第1項（原子力規制委員会規則で定めるところ） 令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。 ・ 通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第2条第2項 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により令第4条第4項第4号の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。
(5) 原子炉外臨界	・ 政令第4条第4項第5号 前各号に掲げるもののほか、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第23条第1項第1号に掲げる原子炉（第6条第4項第4号において「実用発電用原子炉」という。）の運転を通常の中性子吸収材の挿入により停止することができないことその他の原子炉の運転等のための施設又は事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力緊急事態に至る可能性のある事象として原子力規制委員会規則（事業所外運搬に係る事象にあつては、原子力規制委員会規則・国土交通省令）で定めるもの。 ・ 通報すべき事象等に関する規則第7条第2号（原子力規制委員会規則で定めるもの） 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。

別表第1 「原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準」(5/9)

略 称	法 令
(6) 事業所外 運搬事故	・政令第4条第4項第5号 前各号に掲げるもののほか、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第23条第1項第1号に掲げる原子炉（第6条第4項第4号において「実用発電用原子炉」という。）の運転を通常の中性子吸収材の挿入により停止することができないことその他の原子炉の運転等のための施設又は事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力緊急事態に至る可能性のある事象として原子力規制委員会規則（事業所外運搬に係る事象にあつては、原子力規制委員会規則・国土交通省令）で定めるもの ・通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第3条（原子力規制委員会規則で定めるもの） 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、事業所外運搬（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成2年科学技術庁告示第5号）第3条並びに第5条第1項第1号（液体又は気体であつて専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第2項第1号、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示（昭和52年運輸省告示第585号）第4条並びに第10条第1項第1号（液体又は気体であつて専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第2項第1号並びに航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示（平成13年国土交通省告示第1094号）第4条並びに第7条第1項第1号（液体又は気体であつて専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第2項第1号に規定する核燃料物質等の運搬を除く。）に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることとする。
(7) 臨界・事業所外運搬事故	・政令第4条第4項第6号 前各号に掲げるもののほか、第6条第4項第3号又は第4号に掲げる事象 ・政令第6条第4項第3号 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあること。（5）及び（6）参照。

別表第1 「原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準」(6/9)

添付 原子力災害対策特別措置法施行規則第6条第1項の規定に基づく水準(1/2)

場 合	基 準	検 出
一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類の放射性物質である場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度を排気筒その他これらに類する場所における1秒間当たりの放出風量で除して得た値に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	イの値を10分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	ロの値を累積(原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。)して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた水中濃度限度に50を乗じて得た値	ハの値を10分間以上継続して検出すること。
二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上の放射性物質がある場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質の濃度についての前号イの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度	イの値を10分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の放射能のそれぞれその放射性物質の放射能についての前号ロの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の放射能の値	ロの値を累積(原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。)して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質の濃度についての前号ハの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度	ハの値を10分間以上継続して検出すること。

別表第1 「原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準」(7/9)

添付 原子力災害対策特別措置法施行規則第6条第1項の規定に基づく水準(2/2)

場 合	基 準	検 出
三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）を排気筒その他これらに類する場所における1秒間当たりの放出風量で除して得た値のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	イの値を10分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあつては、水中濃度限度（当該水中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値	ハの値を10分間以上継続して検出すること。

別表第1 「原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準」(8/9)

別表(原子力災害対策特別措置法施行規則第6条関係)

(1) 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質に関する係数 単位 [m³/s]

排気筒等の放射性物質の測定を行っている場所から敷地境界までの水平距離 (m)																				
放射性物質が放出される地点の地表からの高さ (注) (m)		20未満	20以上 30未満	30以上 40未満	40以上 50未満	50以上 60未満	60以上 70未満	70以上 80未満	80以上 90未満	90以上 100未満	100以上 200未満	200以上 300未満	300以上 400未満	400以上 500未満	500以上 600未満	600以上 700未満	700以上 800未満	800以上 900未満	900以上 1000未満	1000以上
	1未満	1×10	5×10	1×10 ²	1×10 ²	1×10 ²	5×10 ²	5×10 ²	5×10 ²	1×10 ³	1×10 ³	5×10 ³	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴
	1以上 10未満	1×10 ²	1×10 ²	1×10 ²	1×10 ²	5×10 ²	5×10 ²	5×10 ²	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	5×10 ³	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴
	10以上 20未満	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴
	20以上 30未満	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵
	30以上 40未満	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵
	40以上 50未満	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵
	50以上 60未満	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶
	60以上 70未満	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶
	70以上 80未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶
	80以上 90未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶
	(注) 90以上 100未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶
	100以上 110未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶
	110以上 120未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶
	120以上 130未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶
	130以上 140未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶
	140以上 150未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	5×10 ⁶
	150以上	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	5×10 ⁶	5×10 ⁶	5×10 ⁶	5×10 ⁶

(注) 高さは、吹き上げ高さや建屋、地形の影響等を考慮した見かけの放出源高さを用いることができる。

別表第1 「原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準」(9/9)

別表 (原子力災害対策特別措置法施行規則第6条関係)

(2) 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質に関する係数 単位 [m³]

排気筒等の放射性物質の測定を行っている場所から敷地境界までの水平距離 (m)																				
放射性物質が放出される地点の地表からの高さ (m)		20未満	20以上 30未満	30以上 40未満	40以上 50未満	50以上 60未満	60以上 70未満	70以上 80未満	80以上 90未満	90以上 100未満	100以上 200未満	200以上 300未満	300以上 400未満	400以上 500未満	500以上 600未満	600以上 700未満	700以上 800未満	800以上 900未満	900以上 1000未満	1000以上
	1未満	5×10^5	1×10^6	5×10^6	5×10^6	1×10^7	1×10^7	1×10^7	1×10^7	1×10^7	1×10^7	1×10^8	1×10^8	1×10^8	1×10^8	5×10^8	1×10^9	1×10^9	1×10^9	1×10^9
	1以上 10未満	5×10^6	5×10^6	1×10^7	1×10^7	1×10^7	1×10^7	1×10^7	1×10^7	1×10^7	1×10^7	1×10^8	1×10^8	5×10^8	5×10^8	5×10^8	1×10^9	1×10^9	1×10^9	1×10^9
	10以上 20未満	1×10^9	1×10^9	1×10^9	1×10^9	1×10^9	1×10^9	1×10^9	1×10^9	1×10^9	1×10^9	1×10^9	1×10^9	1×10^9	1×10^9	1×10^9	1×10^9	1×10^9	1×10^9	1×10^9
	20以上 30未満	1×10^9	1×10^9	1×10^9	1×10^9	1×10^9	1×10^9	1×10^9	1×10^9	1×10^9	1×10^9	1×10^9	1×10^9	1×10^9	5×10^9	5×10^9	5×10^9	5×10^9	5×10^9	5×10^9
	30以上 40未満	5×10^9	5×10^9	5×10^9	5×10^9	5×10^9	5×10^9	5×10^9	5×10^9	5×10^9	5×10^9	5×10^9	5×10^9	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}
	40以上 50未満	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}
	50以上 60未満	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}
	60以上 70未満	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}
	70以上 80未満	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}
	80以上 90未満	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	1×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}
	90以上 100未満	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}
	100以上 110未満	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	1×10^{11}
	110以上 120未満	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	1×10^{11}	1×10^{11}
	120以上 130未満	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	1×10^{11}	1×10^{11}	1×10^{11}	1×10^{11}	1×10^{11}
	130以上 140未満	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	5×10^{10}	1×10^{11}	1×10^{11}	1×10^{11}	1×10^{11}	1×10^{11}
	140以上 150未満	1×10^{11}	1×10^{11}	1×10^{11}	1×10^{11}	1×10^{11}	1×10^{11}	1×10^{11}	1×10^{11}	1×10^{11}	1×10^{11}	1×10^{11}	1×10^{11}	1×10^{11}	1×10^{11}	1×10^{11}	1×10^{11}	1×10^{11}	1×10^{11}	1×10^{11}
	150以上	1×10^{11}	1×10^{11}	1×10^{11}	1×10^{11}	1×10^{11}	1×10^{11}	1×10^{11}	1×10^{11}	1×10^{11}	1×10^{11}	1×10^{11}	1×10^{11}	1×10^{11}	1×10^{11}	1×10^{11}	1×10^{11}	1×10^{11}	1×10^{11}	1×10^{11}

(注) 高さは、吹き上げ高さや建屋、地形の影響等を考慮した見かけの放出源高さを用いることができる。

別表第2 「原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準」
(1/4)

略 称	法 令
(1) 敷地境界放射線量上昇	・ 法第15条第1項第1号 第10条第1項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合 ・ 政令第6条第1項（政令で定める放射線測定設備） 法第15条第1項第1号の政令で定める放射線測定設備は、所在都道府県知事又は関係周辺都道府県知事がその都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であって法第11条第1項の放射線測定設備の性能に相当する性能を有するものとする。 ・ 政令第6条第2項（政令で定める測定方法） 法第15条第1項第1号の政令で定める測定方法は、単位時間（10分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行うこととする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 ・ 政令第6条第3項（政令で定める基準） 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 - 一 第4条第4項第1号に規定する検出された放射線量又は第1項の放射線測定設備及び前項の測定方法により検出された放射線量（これらの放射線量のいずれかが、二地点以上において又は10分間以上継続して検出された場合に限る。）1時間当たり5マイクロシーベルト - 二 （以下、略）

別表第2 「原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準」

(2/4)

略 称	法 令
(2) 放射性物質 通常経路 放出	・ 政令第6条第4項第1号 第4条第4項第2号に規定する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が前項第1号に定める放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 ・ 通報すべき事象等に関する規則第12条第1項（原子力緊急事態の発生を示す事象） 令第6条第4項第1号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあっては、第5条の表の上欄に掲げる場合に応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げるものとし、検出についてはそれぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。
(3) 火災爆発等 による放射 性物質放出	・ 政令第6条第3項 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 - 一 (略) - 二 第4条第4項第3号イに規定する検出された放射線量 1時間当たり5ミリシーベルト - 三 (略)

別表第2 「原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準」

(3/4)

略 称	法 令
(3) 火災爆発等 による放射 性物質放出	・ 政令第6条第4項第2号 第4条第4項第3号に規定する場所において、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり500マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 ・ 通報すべき事象等に関する規則第13条（原子力規制委員会規則で定める基準及び原子力規制委員会規則で定めるところ） 令第6条第4項第2号の原子力規制委員会規則で定める基準は、第6条第2項各号の場合に応じ、それぞれ当該各号の基準に100を乗じて得たものとする。 2 令第6条第4項第2号の規定による放射性物質の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出することとする。 3 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により第1項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。
(4) 事業所外運 搬放射線量 上昇	・ 政令第6条第3項 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 (略) 二 (略) 三 第4条第4項第4号に規定する検出された放射線量 1時間当たり10ミリシーベルト
(5) 原子炉外 臨界	・ 政令第6条第4項第3号 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあること。

別表第2 「原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準」

(4/4)

略 称	法 令
(6) 事業所外 運搬事故	・政令第6条第4項第4号 前3号に掲げるもののほか、実用発電用原子炉の運転を非常用の中性子吸収材の注入によっても停止することができないことその他の原子炉の運転等のための施設又は事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力緊急事態の発生を示す事象として原子力規制委員会規則で定めるもの。 ・通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第4条（原子力規制委員会規則で定めるもの） 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第二、別表第三、別表第四、別表第五、別表第六又は別表第七の第一欄に掲げるものに限る。）に応じ、それぞれ核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一の第三欄、別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第二欄、別表第五の第二欄又は別表第六の第三欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第一の第三欄、別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第二欄、別表第五の第二欄又は別表第六の第三欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第三欄、別表第五の第二欄、別表第六の第二欄又は別表第七の第三欄に掲げる値の放射性物質が事業所外運搬（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号）第3条第2項、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和32年運輸省令第30号）第80条第2項及び航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第194条第2項第2号イ（4）に規定する低比放射性物質又は表面汚染物の運搬を除く。）に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることとする。

別表第3 「原子力防災要員の職務と配置」

原子力防災要員の職務	配 置	原子力防災要員の人数
(1) 特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理及び内閣総理大臣及び原子力規制委員会、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	事業所内	4名
	原子力規制庁 緊急時対応センター	1名
(2) 原子力災害合同対策協議会への参加、原子力緊急事態に関する情報の交換及び緊急事態応急対策についての相互の協力	事業所内	3名
	オフサイトセンター	1名
(3) 特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	事業所内	3名
	オフサイトセンター	1名
(4) 原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	事業所内	3名
	オフサイトセンター	1名
(5) 原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施	事業所内	4名
(6) 防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧	事業所内	3名
(7) 放射性物質による汚染の除去	事業所内	2名
	オフサイトセンター	1名
(8) 被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	事業所内	3名
(9) 原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送	事業所内	3名
(10) 原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従業者等の避難誘導	事業所内	4名

別表第4 「原子力防災資機材」

分類	法令による名称		具体的名称	配備数	配備場所＊	点検内容	点検頻度
防放射 用線 器障 害	汚染防護服		タイベックスーツ	50着	防災資機材倉庫	外観・員数・使用期限	1回／月
	呼吸用ボンベ（交換用のものを含む。）その他の機器と一体となつて使用する防護マスク		空気マスク	6個	第1更衣室，転換工場入口通路，放射線管理棟	外観・機能・員数	1回／月
	フィルター付き防護マスク		半面マスク 全面マスク	30個 10個	防災資機材倉庫	外観・員数 （吸収缶のみ使用期限）	1回／月
通非 信常 機用 器器	通常の業務に使用しない電話回線		緊急時用電話回線	2回線	—	機能・員数	1回／月
	ファクシミリ装置		一斉ファクシミリ装置	1台	防災ルーム	外観・機能・員数	1回／月
	特定事象が発生した場合における施設内の連絡を確保するために使用可能な携帯電話その他の使用場所を特定しない通信機器		携帯電話	30台	—	機能・員数	通報訓練のつど
計測 器等	排気筒その他通常時に建屋の外部に放出する場所から放出される放射性物質を測定するための固定式測定器		排気筒モニタ	7台	転換工場，成型工場，加工棟，第1廃棄物処理所，シリンダ洗浄棟，第3核燃料倉庫，燃料加工試験棟	外観・機能・員数	1回／年
	ガンマ線測定用可搬式測定器		電離箱サーベイメータ	2台	放射線管理棟	外観・機能・員数	1回／年
			GMサーベイメータ	2台	放射線管理棟	外観・機能・員数	1回／年
	中性子線測定用可搬式測定器		中性子線サーベイメータ	2台	放射線管理棟	外観・機能・員数	1回／年
	空間放射線積算線量計		TLD素子	10個	放射線管理棟	外観・機能・員数	1回／年
	表面の放射性物質の密度を測定することが可能な可搬式測定器		表面密度測定用GMサーベイメータ	2台	放射線管理棟	外観・機能・員数	1回／年
			表面密度測定用α線サーベイメータ	2台	放射線管理棟	外観・機能・員数	1回／年
	可搬式ダスト測定関連機器	サンプラ	ダストサンプラ	4台	防災ルーム	外観・機能・員数	1回／年
		測定器	ダスト測定器	1台	放射線管理棟	外観・機能・員数	1回／年
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンプラ	ヨウ素サンプラ	2台	防災ルーム	外観・機能・員数	1回／年
		測定器	ヨウ素測定器	1台	放射線管理棟	外観・機能・員数	1回／年
	個人用外部被ばく線量測定器		ポケット線量計	50個	放射線管理棟	外観・機能・員数	1回／年
その他 機材	ヨウ化カリウムの製剤		ヨウ素剤	1000錠	診療所	員数・使用期限	1回／年
	担架		担架	1台	放射線管理棟	外観・員数	1回／月
	除染用具		非常用シャワー	1式	放射線管理棟	外観・機能・員数	1回／月
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両		小型乗用車	1台	—	外観・機能・員数	法定点検
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備		屋外消火栓設備	1式	東海本社構内	外観・機能・員数	1回/6ヶ月
			可搬消防ポンプ	1式	東海本社構内	外観・機能・員数	

＊：原子力防災資機材の配備場所は別図第7「事業所敷地内の避難場所及び防災資機材配備場所」に示す。

別表第5 「原子力災害対策活動で使用する資料」

資 料 名
1. 事業所周辺地図 ① 事業所周辺地域地図（1／25,000） ② 東海村市街図 ③ 那珂市市街図
2. 事業所周辺航空写真パネル
3. 事業所気象観測データ ① 風速観測データ ② 風向観測データ
4. 事業所環境モニタリングデータ ① モニタリングポスト測定データ ② 排気ダストモニタ測定データ
5. 加工事業許可申請書 *
6. 建家配置図及び系統図 ① 事業所敷地内建家配置図 * ② 加工施設等主要系統図 ③ 加工施設等設備・機器配置図
7. 規定、規則類 ① 原子力事業者防災業務計画 * ② 加工施設保安規定 * ③ 使用施設保安規則 ④ 放射線障害予防規定 ⑤ 消防計画書

*：原子力災害対策特別措置法第12条第4項に基づき，内閣総理大臣に提出する資料

別表第6 「緊急事態応急対策における原子力防災要員の派遣，原子力防災資機材の貸与」

派遣 人員	原子力防災組織	人員	実施する主な業務		
	副原子力防災管理者	1 名	① オフサイトセンターにおける業務に関する事項 ② 環境放射線モニタリング，汚染検査及び汚染除去に関する事項		
	原子力防災要員又は 対策要員	3 名			
原子力 防 災 資 機 材 及 び 資 料 等 の 貸 与	名 称		数量	備 考	
	① 電離箱サーベイメータ		1 台		
	② GMサーベイメータ		1 台		
	③ 汚染密度測定用 GMサーベイメータ		1 台		
	④ 汚染密度測定用 α 線サーベイメータ		1 台		
	⑤ TLD素子		10 個		
	⑥ ポケット線量計		10 個		
	⑦ 小型乗用車		1 台		
	⑧ 加工施設等主要系統図		1 式	必要な資料のみ	
	⑨ 加工施設等設備・機器配置図		1 式	必要な資料のみ	
	⑩ 設備関係資料		1 式	必要な資料のみ	

別表第7 「原子力災害事後対策における原子力防災要員の派遣，原子力防災資機材の貸与」

派遣人員	原子力防災組織	人員	実施する主な業務		
	副原子力防災管理者	1名	① 広報活動に関する事項 ② 環境放射線モニタリング，汚染検査及び汚染除去に関する事項		
	原子力防災要員又は対策要員	3名			
原子力防災資機材の貸与	名 称		数量	備 考	
	① 電離箱サーベイメータ		1台		
	② GMサーベイメータ		1台		
	③ 汚染密度測定用 GMサーベイメータ		1台		
	④ 汚染密度測定用 α 線サーベイメータ		1台		
	⑤ TLD素子		10個		
	⑥ ポケット線量計		10個		
	⑦ 小型乗用車		1台		

別表第8 「他の原子力事業者で発生した原子力災害への原子力防災要員の派遣，
原子力防災資機材の貸与」

派遣人員	原子力防災組織	人員	実施する主な業務		
	原子力防災要員又は 対策要員	4名	① 環境放射線モニタリング，汚染検査及び汚染除去に関する事項		
原子力防災資機材の貸与	名 称		数量	備 考	
	① 電離箱サーベイメータ		1台		
	② GMサーベイメータ		1台		
	③ 汚染密度測定用 GMサーベイメータ		1台		
	④ 汚染密度測定用 α 線サーベイメータ		1台		
	⑤ TLD素子		10個		
	⑥ ポケット線量計		10個		
	⑦ 小型乗用車		1台		

別表第9 「副原子力防災管理者の職位と代行順位」

	職 位	代行順位※ ¹
副原子力防災管理者	東海工場長	1
	東海副工場長	2※ ²
	東海本社内部室長	3※ ²

【注 記】

※1：原子力防災管理者が不在のときの代行順位を示す。

※2：必要に応じて選任とするが、同職位から複数名を選任する必要がある場合は、それぞれの職位においてあらかじめ順位を定めておく。

様式集

Ⅲ 様式集

様式第 1 原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

様式第 2 原子力防災要員現況届出書

様式第 3 原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書

様式第 4 放射線測定設備現況届出書

様式第 5 原子力防災資機材現況届出書

様式第 6－1 特定事象発生通報（加工・使用施設）

様式第 6－2 特定事象発生通報（事業所外運搬）

様式第 7 異常事態連絡様式（第 2 報以降）（加工・使用施設）

様式第 8 異常事態連絡様式（第 2 報以降）（事業所外運搬）

様式第 9 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の基準に達したときの報告様式

様式第 10 防災訓練実施結果報告書

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

年 月 日	
内閣総理大臣、原子力規制委員会 殿	
届出者 住所 氏名 印 （法人にあってはその名称及び代表者の氏名） （担当者 所属 電話 ）	
別添のとおり、原子力事業者防災業務計画作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第 7 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。	
原子力事業所の名称及び場所	
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	年 月 日
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	年 月 日
協議した都道府県知事及び市町村長	
予定される要旨の公表の方法	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 協議が整っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第 2

原子力防災要員現況届出書

年 月 日		
原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿 届出者 住所 氏名 印 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話) 原子力防災組織の原子力防災要員の現況について、原子力災害対策特別措置法第 8 条第 4 項の規定に基づき届け出ます。		
原子力事業所の名称及び場所		
業務の種別	防災要員の職制	その他の防災要員
情報の整理、関係者との連絡調整		名
原子力災害合同対策協議会における情報の交換等		名
広 報		名
放射線量の測定その他の状況把握		名
原子力災害の発生又は拡大の防止		名
施設設備の整備・点検、応急の復旧		名
放射性物質による汚染の除去		名
医療に関する措置		名
原子力災害に関する資機材の調達及び輸送		名
原子力事業所内の警備等		名

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書

年 月 日			
原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿			
届出者 住所 氏名 印 （法人にあってはその名称及び代表者の氏名） （担当者 所属 電話 ）			
原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任したので、原子力災害対策特別措置法第 9 条第 5 項の規定に基づき届け出ます。			
原子力事業所の名称及び場所			
区 分		選 任	解 任
正	氏 名		
	選任・解任年月日		
	職務上の地位		
副	氏 名		
	選任・解任年月日		
	職務上の地位		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 複数の副原子力防災管理者を選任した場合にあっては、必要に応じて欄を追加するものとする。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

放射線測定設備現況届出書

年 月 日		
内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿		
届出者 住所		
氏名 印 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)		
(担当者 所属 電話)		
放射線測定設備の現況について、原子力災害対策特別措置法第 11 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。		
原子力事業所の名称及び場所		
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	式
	設置場所	
原子力事業所外の放射線測定設備	設置者	
	設置場所	
	検出される数値の把握方法	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は、通報事象等規則第 8 条第 1 号ただし書きの規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A 4とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

3 「排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器」の後の空欄には、設備の種類を記載することとする。

特定事象発生通報（加工・使用施設）

年 月 日		
内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿		
第 10 条通報		
通報者名 _____		
連絡先 _____		
特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づき通報します。		
原子力事業所の名称及び場所		
特定事象の発生場所		
特定事例の発生時刻	(24 時間表示)	
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	
	想定される原因	
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状況等	
その他特定事象の把握に参考となる情報		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

特定事象発生通報（事業所外運搬）

年 月 日		
内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿		
第 10 条通報		
通報者名 _____		
連絡先 _____		
事業所外運搬に係る特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づき通報します。		
原子力事業所の名称及び場所		
特定事象の発生場所		
特定事例の発生時刻	(24 時間表示)	
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	
	想定される原因	
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状況等	
その他特定事象の把握に参考となる情報		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

様式第 7 (1 / 4)

異常事態連絡様式 (第 2 報以降) (加工・使用施設)

* 各項目について、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

平成 年 月 日 (第 報)			
内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿 (原子力防災管理者)			
通報者名 _____			
連絡先 _____			
特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づく通報以降の情報を通報します。			
原子力事業所の名称及び場所		名称 : _____ (事業区分 : _____) 場所 : _____	
特定事象の発生場所		建屋 _____ 施設 _____	
特定事例の発生時刻		平成 年 月 日 時 分 (24 時間表示)	
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	原子力緊急事態に該当 (☐ する、 ☐ しない)	
	想定される原因	☐ 特定 ☐ 調査中	
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	別紙を参照	
その他特定事象の把握に参考となる情報		被ばく者の状況及び汚染拡大の有無 (確認時刻 時 分)	被ばく者の状況 ☐ 無 ☐ 有 : 被ばく者 _____ 名 要救助者 _____ 名 汚染拡大の有無 ☐ 無 ☐ 有 :
		気象情報 (確認時刻 時 分)	・天候 : _____ ・風向 : 方位 _____ ・風速 : m/sec _____ ・大気安定度 _____
		周辺環境への影響	☐ 無 ☐ 有 :
		応急措置	

1. 事故時の運転状況

事故発生時の工程	工程 設備
----------	---

2. 施設の状態

項 目	確認時刻 (日 時 分)
その他の状況 ・ 臨界 ・ 火災 ・ 爆発 ・ 漏えい	
特 記 事 項	

* 上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

1. 放射性物質の状況

項 目	評価時刻 (日 時 分)
評価時刻での放出量 (放出率) 希ガス (Bq/h) ヨウ素 (Bq/h) 全 α (Bq/h) 全 β (Bq/h) 総量 (Bq/h)	
評価時刻での放出量 (濃度) 希ガス (Bq/cm ³) ヨウ素 (Bq/cm ³) 全 α (Bq/cm ³) 全 β (Bq/cm ³) 総量 (Bq/cm ³)	
評価時刻までの放出量 希ガス (Bq) ヨウ素 (Bq) 全 α (Bq) 全 β (Bq) 総量 (Bq) 放出継続時間 (h) 放出開始時刻	
評価時刻以降の放出 (予測量) 希ガス (Bq) ヨウ素 (Bq) 総量 (Bq) 放出継続推定時間 (h)	

2. 予測線量

種 類	評価時刻 (日 時 分)			
	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分
全身外部被ばく による予測線量 の最大地点	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv
甲状腺の予測線 量の最大地点	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv

(施設側での計算値)

* 上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

* データについては、およその値 (推定値を含む) を記載することも可とする。

3. 放射線モニタリングの状況

注1) 必要な情報を順次追加記入し、空欄がなくなった場合には新しい用紙に記入するものとする。

注2) 場所がわかる資料も送付することとする。

排気筒モニタ		
排気筒モニタ	排気筒名：	cps
排気筒以外の放出場所の状況	場所名：	cps
排気筒以外の放出場所の状況	場所名：	cps
排気筒以外の放出場所の状況	場所名：	cps
排気筒以外の放出場所の状況	場所名：	cps

固定式モニタリング設備地点			
γ線空間線量率	設備地点名		
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h

可動地点				
γ線空間線量率	設備地点名			
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
中性子線空間線量率	設備地点名			
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
ヨウ素濃度	設備地点名			
	時 分	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³
	時 分	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³
	時 分	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³
その他測定項目		設備地点名		
項目		時 分		
		時 分		
		時 分		
		時 分		

* 上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

* データについては、およその値（推定値を含む）を記載することも可とする。

様式 8 (1 / 2)

異常事態連絡様式 (第 2 報以降) (事業所外運搬)

* 各項目について、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

平成 年 月 日			
内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿 (原子力防災管理者)			
通報者名 _____			
連絡先 _____			
事業所外運搬に係る特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づく通報以降の情報を通報します。			
原子力事業所の名称及び場所		名称 : _____ (事業区分 : _____) 場所 : _____	
特定事象の発生場所			
特定事例の発生時刻		平成 年 月 日 時 分 (24 時間表示)	
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	原子力緊急事態に該当 (☐ する、 ☐ しない)	
	想定される原因	☐ 特定 ☐ 調査中	
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	別紙を参照	
その他特定事象の把握に参考となる情報	被ばく者の状況及び汚染拡大の有無 (確認時刻 時 分)	被ばく者の状況 ☐ 無 ☐ 有 : 被ばく者 名 要救助者 名 汚染拡大の有無 ☐ 無 ☐ 有 :	
	気象情報 (確認時刻 時 分)		
	周辺環境への影響	☐ 無 ☐ 有 :	
	応急措置		

1. 輸送容器の状態

項 目	確認時刻 (日 時 分)
・ 火災 ・ 爆発 ・ 漏えい	
特 記 事 項	

2. 放射性物質又は放射線の放出状況

項 目	確認時刻 (日 時 分)
放 射 性 物 質	
放 射 線	

* 上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

様式第 9

原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の基準に達したときの報告様式

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長殿

第 15 条報告

原子力災害対策特別措置法第 15 条に規定する異常な水準の放射線量の検出又は、原子力緊急事態の発生を示す事象が発生しましたので、以下のとおり報告します。

発信日時	平成 年 月 日 時 分	送信者	
発信日時	平成 年 月 日 時 分	送信者	

1. 事故件名 : について
2. 事故発生場所 :
3. 事故発生日時 : 平成 年 月 日 時 分
4. 事故の種類 : ・ 敷地境界放射線量上昇
・ 放射性物質通常経路放出
・ 火災爆発等による放射性物質放出
・ 臨界事故
・ 事業所外運搬放射線量上昇
・ 事業所外運搬事故
5. モニタリングポスト指示値及び気象状況等

		モニタリングポスト指示値	中性子線量	空間線量当量率
モニタリング ポスト	1	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	2	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
排気筒モニタ指示値		場 所	場 所	場 所
		cps	cps	cps
気象状況	風向	m / s		
	風速			

6. 加工施設等の状況等：

7. その他の事項：

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

- III-15